

平成 2 9 年 6 月 2 2 日

平成 2 9 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 6 月 2 2 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 1 4 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	岡	田	泰	正	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一	彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津 男	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み 代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田		勇

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	犬	石	剛	史			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	村	山	一	彦					
							4	番	吉	田	哲	也					

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 7 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 3 議案第 2 8 号 土地の取得について
- 日程第 4 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 3 号 平成 2 9 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 4 号 平成 2 9 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 5 号 平成 2 9 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 2 6 号 和束町組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 同意第 2 号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 7 同意第 3 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 4 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 5 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 6 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 7 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 8 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 1 0 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 1 1 号 和束町農業委員会委員の任命について
同意第 1 2 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 1 3 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 1 4 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 1 5 号 和束町農業委員会委員の任命について

同意第 1 6 号 和束町農業委員会委員の任命について

日程第 8 発議第 3 号 介護保険制度に関する意見書

日程第 9 発議第 4 号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める
意見書

日程第 1 0 議員派遣について

日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

山城病院組合監査のため、畑 武志議員から遅刻の届けが出ております。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 2 7 号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 2 7 号の提案理由を申し上げます。

平成 2 9 年 5 月 2 日に、和束町大字白栖グリーンティ和束駐車場で発生しました自動車損傷事故による損害賠償について、当事者との示談が整いましたので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、損害賠償額の決定につきまして議会の承認を得る必要が生じたので、提案させていただいた次第であります。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、議案第 2 7 号のご説明をいたします。

議案第 2 7 号

損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1. 相手方

住 所 京都府相楽郡精華町精華台五丁目13-6番地

氏 名 中西志帆

2. 事故の概要

平成29年5月2日（火）午後2時ごろ、和束町大字白栖小字大狭間35番地、グリーンティ和束敷地内駐車場内において町職員が駐車場へ公用車をとめようとした際、相手車両に接触し、損傷してしまったもの。

3. 損害賠償額

金 5万2,710円

平成29年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

小西議員。

○9番（小西 啓君）

課長、朝の朝礼はどういう朝礼をしているんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

朝の朝礼は、全課員とそれから活性化センター、それから和束町雇用促進協議会、それと森林組合の事務局ということで、朝、全員がそろった時点で朝礼をさせていただいております。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

内容は。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

その当日の各個人の日程ですね、その報告と、あと、もし何か伝達事項がございましたら、その内容を伝えております。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

職員にそしたら車の件で注意事項とか、そういうことは月に1回でも1週間に1回でも言っていないんですか。言っていないからこういうことが起こる。何を朝礼やってるの。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

山間部に入る場合ですか、日常一々は言いませんが、そういった事態のときには十分注意するようには朝礼のときにも注意しているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

そしたら、こういうような場所で起こるのは何で起こるんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

そういったことが発生したこと自体につきましては、大変、私につきましても責任があるかなというふうに思っております。この事故後ではございますが、全各課員につきましては十分して運転するようということで注意喚起は行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

東本課長は課長になってから何年たってますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

5 年目だと思います。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

5 年たったら、この前のこのような事案が出たのは、総務課長、何カ月前。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

具体的な日時は承知しておりませんが、5年以上前だと記憶しております。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

5 年前でしたら、東本課長がこの議場にはいなかった。一番直近では建設課の車両ですよね、事故があったのは。違うんですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

損害賠償の議案につきましては、いわゆる道路の瑕疵で住民の方の車両を傷つけたという形の補償補填の議案を提出させていただいたというところございまして、公用車の事故による賠償につきましては、先ほど申し上げましたように、5 年以上前だったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

そうですか、5 年も前。そしたら私の記憶がちょっと違ってたんかと思えますけれど、この中で5 年以上前というのは、特別職の2 人と、もうそのぐらいしかいやへんのか。

月に1 回の役職の定例の会議がありますよね、月の初めに。私は、そのときに副町長には必ず交通事故、車の運転の使用しているときには気をつけなさい、1 週間に1 回でもいいから、毎日でもいいから、朝礼をやるときには必ず車の使用に当たっては事故のないようにということここでも言いました。そして、賠償責任のときの金額はしれてますけれど、しれてるというたら悪いですけど、保険かかっているから、実質、

和束町の損害はないということのような昔の発言がありましたけど、そんなんじゃ済まないんですよね。たるんでるんですよね。

注意散漫、それは職員の中で幹部職員がたるんでるからこのような状態が起こる。注意喚起すれば、職員の方は真面目なんだから、あなたたちより考え方が素直なんだから、入ってすぐの方とか、もっと中堅の方々は。なぜ、そういう注意をしないんですか、自分自身をいさめるために。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今、言いましたように、危険な場所に行くようなときにつきましては、気をつけてというような形で。記憶として残していき方はどうかと思うんですが、そういった部分につきましては、気のついたときにはそういった形で注意するようにということで注意は呼びかけておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

小西議員、簡潔にお願いをいたします。

○9番（小西 啓君）

やはりちゃんと職員にこういうことを起こしたらだめだとかいうことは、1週間のうち月曜日から金曜日の間に、月曜日の頭に必ず言うようにちゃんとしてください。そして、幹部の会議のときには総務課長が頭で、一番最初にみんな職員にも、課長職に言うように、そして副町長も改めて言うようにしないとまた起こりますから、そのようにこれからしてください。

○議長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

今回の事故につきましては、職員の不注意ということで大変申しわけなく思っております。

5月の管理職会議だったと思います。私のほうから、車の運転、特に今、新しい職員さんもおられますし、町内の方ではない町外の方もおられます。そういったことで、和束町の道につきましては狭隘の部分が大変多くございます。

そういったことで、複数で必ず現場へ行くときは行くことと、あと、当然、今、言われたように、事故の件、そういったことは十分注意するようというところで、管理職のほうから各課に課内会議で通達するようというところは指導しております。

今後とも職員の安全運転に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、小西議員のほうからもありましたのであれですけども、幾つかだけ私のほうから確認しておきたいと思いますが、先ほど副町長のほうから、職員の不注意という話がありましたけども、この説明ではですね、グリーンティ和束敷地内駐車場内において、町職員が駐車場へ公用車をとめようとしたときに相手車両の接触したというふうになっていますけども、駐車場内でのこういった接触事故ということですけども、それは具体的にもう少しどういう事故であったのかですね、とめてある車に入ろうと思って当たったのか、それともいろいろ出入りがありますか、そういうのが見えなくて当たったのか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

事故自身については、事故でしたので言いわけという形になるかなと思って回答しなかったんですが、この職員につきましては、ことし採用された職員でありまして、ペーパードライバーでございました。４月１２日、私も乗せてもらったときに割と動作が恐かったので、気をつけて走れよというようなことで、同乗した時点の中でも注意はさせていただいております。

また、当日につきましては車がたくさんとまっておりまして、横列駐車というんですか、なれている人間でしたら頭から突っ込むことはしないんですけど、この職員は、あいていると思いまして、自分の体が入れば車が入るというようなところで切りながら入ったものですから、後ろのタイヤがハンドルどおりについてきませんので、内輪差で横にとまっている車に当たってしまったと、こすってしまったというところがございます、バンパーを１枚かえる金額になるかと思います。それ以後、十分注意するようにと。

それと、その子につきましては、ミッションの免許は持っているんですが、年に２回ぐらいしか乗ったことがなくて、通勤の分につきましても、母親の車を借りて、その時期はオートマチックで通ってましたということで、ミッションとハンドルと、それから車の取り扱いかという部分でまだふなれだったというようなところもございますので、そのあたりも重々ご了解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

誰もが運転免許等、初心者のときってありますから、いろいろ十分に上手に運転できないという時期はあるとは思いますが、ただ、そういったことがですね、把握されているのであれば、やはり最低限のどのようにしたら安全に、特にそういう公の場で運転する場合にはどういうことに気をつければいいかというのは、基本的に大人ですからね、そこまで指導する必要があるのかということもありますけども、ただ、

やはりいろんなことが想定されますので、そこはぜひ教訓にさせていただきたいと思うんですね。

それで、町長に最後に聞いておきたいと思うんですけども、やはり今度、駐車場なども新しく整備されるという話もあるんですけどもね、いろんな多くの方が、特にことしについては来られることが想定されていると。今の時代、車で来られるということが多いわけですから、さまざまなトラブル等も考えられると思うんですね。特に職員の方が、観光客とか来られる方との関係で、もしそういう事故等が起こればですね、いろんな意味で悪い印象になってしまうということがあると思うんです。その辺、ぜひ、今後、特にこれからの時期ですね、そういったことが想定されているのであればですね、今回のことをこのことだけの問題にせず、やはり全体として教訓にさせていただくように徹底いただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員が言われているように、この事故については本当に今後の教訓にして、全職員のものとして、そして、これから多くの方が観光等でみえるわけですから、町等の印象が悪くならないためにもですね、こういった点を十分注意してまいりたいというように思っております。

今まさに言われておりますように、本当に教訓としてこれに当たってまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２７号 損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２７号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第２８号 土地の取得についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２８号の提案理由を申し上げます。

近年、交流人口が増加している一方で、観光客等の駐車場が十分に確保されていない状況であることから、周辺施設との一体的な整備とともに、駐車場を確保することで観光客等の満足度を向上させ、より一層、交流人口の増加を図ることを目的として、和東茶カフェ及び製茶体験工場の北側にある土地を取得する必要性が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第２８号のご説明を申し上げます。

議案第２８号

土地の取得について

駐車場用地として、下記の土地を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1. 場 所 和束町大字白栖小字大勘定7番地の1他4筆
2. 面 積 4,291平方メートル
3. 取得予定価格 2,081万1,700円以内
4. 契約の相手方 和束町大字白栖小字中谷60番地の1
西山治之他4名

平成29年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

裏面が別紙の取得予定土地の明細書でございます。

所在地地目、地積、所有者の順に申し上げます。

大字白栖小字大勘定7番地の1、田、702平方メートル、西山治之。

大字白栖小字大勘定11番地、田、925平方メートル、和所繁夫。

大字白栖小字大勘定12番地、田、1,282平方メートル、和所繁夫。

大字白栖小字大勘定14番地、田413平方メートル、馬場長之助。

大字白栖小字大勘定15番地の1、田、969平方メートル、早川 優・大西一男
共有名義。

合計4,291平方メートル。

資料といたしまして、次ページに地籍図の写し、その裏面に航空写真の位置図をつ
けさせていただきます。

この土地の取得に関しまして、和束町町有財産管理委員会へ諮問をさせていただい
て答申をいただいております。朗読させていただきます。

9 財 管 第 2 号

平成29年6月15日

和束町長 堀 忠雄 様

和束町有財産管理委員会

委員長 吉本延年

答申書

平成29年6月15日付け、9総務第255号で当委員会に諮問のあった下記事項について審議した結果、当委員会の意見は次のとおりである。

記

町有財産の取得について

当委員会は、駐車場整備に係る事業用地として、下記の土地を取得することに異議はない。

所在地 京都府相楽郡和束町大字白栖小字大勘定7番地の1他4筆

地 目 田

地 積 4,291平方メートル

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点質問させていただきたいと思います。

今回の駐車場の取得は、これから観光を行う和束にとっては重要なものであると私も考えておりまして、これは賛成ではあります。

しかしながら、一つお聞きしたいことは、この駐車場に、多分、大型バスを入れられるような駐車場もつくられるかと思いますが、その点についてまずお聞きしたいんです。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

井上議員の質問にお答えいたします。

とりあえず現在、グリーンティ和束のほうが地盤がしっかりしておりますので、観光バス等の大型車両につきましては、大体6台ぐらいは今とめられますので、今現在、乗用車がとまっている部分が今回の駐車場のほうにとめていただいて、大型が入ってくる際につきましては、グリーンティ和束の前を使うほうがいいのかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、大型バスはこの駐車場の中には入ることはないわけなんではないでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在の地形なり建物の構造というか配置からすると、大型のバスが入れる進入路がありません。将来的にそのあたり必要があれば、また改修をかけていく必要もあるかとは思いますが、現在のところ、今、申し上げましたように、観光バスといたしましては、6台から7台ぐらいはとめられるかと思っておりますので、今の構造物をなくしてまで奥へ入れるということはしなくてもよいのかなというような判断をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

私が尋ねたかったのは、やはり大型バスがもし入る場合でしたらね、進入路がなかったの、それでどういうふうに考えておられるかなというところがあったわけなんです。

しかしながら、あの狭い進入路では、やはり観光客が来られたときに、またそういう接触事故とか、思わぬいわゆる事故が起こる可能性も私は捨て切れないと思うんですね、できましたら、もう少し広い、いわゆる道をつくっていただくというような形を考えていただくということも必要ではないかと思いますので、その点についてはどのようにお考えでしょうかね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、駐車場ということの用地取得ということでご審議いただいておりますけども、将来的にやはり出入りの部分を整備していきながら、今、議員がおっしゃったように、安全に駐車場に進入、また出入りできるようにすることは適切だと思いますので、また今後そのあたりにつきましては計画していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

それともう一つ、大型バスがこれからたくさん来られた場合に、やはりトイレの問題が出てきます。そういうものも一緒にそこに併設されるということであるんでしょうか。その点もお聞きしたいです。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

現在の予定の中には駐車場ということで購入を考えておりますが、トイレの不足ということにつきましても従前からお聞きしているところでもございますので、今後協議をしながら、そのあたりは検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

現在でもね、トイレは不足していますので、ぜひ、そういう形で広い土地ができた場合は併設されるようお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（岡田 勇君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

今現在でもあの前を通りますと、駐車場の中に非常に満杯の状態で車がとまっております。どちらにしても、観光を目指して、そしてやっていくんだという和束町の町長の方針でから、駐車場はどんなことがあっても必要だと感じます。

それと、まず、地権者の皆さんにご先祖さんから受け継がれた大事な土地を和束町に譲っていただくということは、本当に感謝とお礼を申し上げないといけないと思っております。

今、2 千何平米ありますけれど、農地ですよ、今、全体は。その辺で平米単価は幾らぐらいになっているんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

鑑定評価が出ておりまして、平米当たり4,850円で鑑定させていただいております。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

1万4千何ぼぐらいですか、坪単価ね、大体。ということは、土地の形状にもよりますけれど、5筆、大体同じ単価でお求めになるんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

鑑定につきましては1カ所で鑑定させていただいておりまして、これを広範に影響させていただきまして、全て1筆の鑑定評価の中で全筆を交わさせていただくという形になっております。

よろしくをお願いします。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

ということは、同一評価ということですね。それで、地権者の方も右・左、前・後ろじゃなく、道の入ってるあるなしで評価というのは変わってくると思いますけれど、ご納得いただいて、これでよしと言ってくださるんですから、本当にありがたいことだと思っております。

今、井上議員からも質問ありましたように、本当は入り口があって、そして今、求

めたところに駐車場ができるのが一番の理想的な感じだと思いますけれど、やはりこれからに関して、もう少しまた、たくさんの大型バスが来るような状態になってきた場合にはそういうことも考えながら、土地の取得もこれからもまた必要だと感じますので、その辺のこともこれからの課題だと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

土地の取得につきましては、大変喜ばしいことだと思っております。

駐車場が整備されるに当たりまして1点だけ申し上げておきたいと思うんですが、当然、駐車場になりますと、電灯ですね、夕方暗くなりましたら、もちろん街灯も必要になってまいります。それに合わせまして、グリーンティの前は真っ暗でございます。いつもここに電気があったらなというふうに思うんですが、夏場はさほど感じないときもあるんですが、冬場になりますと真っ暗です。溝にはまったり、歩行者の方がそういう事故も以前にございました。ですので、整備とともにその辺も検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、府道宇治木屋線と府道東井手線の交差点のところの水銀灯、それから11時まででしたか、運動公園のほうは夜間まで電灯がついております。

現在、電気は落としているんですけども、本来、グリーンティ、もう少し電気がつく街灯は持っているんです。ただ、電気代の関係とかございまして、絞りまして電気をつかない状況にしているところもございますので、とりあえず今とめているところ、

玄関にも一つ10時まで時間設定でつくようにはしてますけど、それも時間制限かけておまして、そこに3灯あるんです、外用の電気も。そのあたりも、もし、暗いようでしたら点灯させまして、また今後、状況を見ながら必要があれば施設内のところですね、電灯なりを設置するのもまた検討かなと思いますので、今後また考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私は幾つかお聞きしたいと思うんですけども、取得については必要なものだと思いますけども、今、若干話が出ておりましたように、駐車場として目的を持って取得することですから、どのような運営というか、駐車場になるのかということがより大事になってくると思うんですけどね、先ほど入り口の件もありましたけども、まず、確認だけしておきたいんですけども、基本的にこの駐車場を利用する場合は、いわゆるバイパス道路から入ると、入り口ですね、いうことでいいのかですね。

それから、この駐車場はそもそも何台ぐらいを収用できるという想定でつくられるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、駐車場が不足しておるという状況の中で、グリーンティの裏というんでしょうか、川側のほうに活性化センターの職員、また雇用促進協議会の職員等も車をとめております。そういった部分が駐車場として購入できればそちらのほうに全て移動できるのかなというふうに思っておりますし、ですから入り口といたしましては、現在、和束井手線から入りますと、冷蔵庫とグリーンティ和束の施設の間から入っていただき

まして、敷地内を通って川の堰堤の横の部分、それから今回購入させていただく土地が町の所有物になりますと、真っすぐ府道側に、今度購入する土地から真っすぐ東側に出ますと橋がございまして、その幅員が３メートルぐらいの橋がかかっております。そこから右へ町道が伸びておりまして、府道の和束井手線とそれから宇治木屋線の交差点のところに伸びている町道がございます。そのあたりも整備しながら、出入りにつきましては２方向できますので、交通安全の問題もありますので、そのあたり、今後、一番いい方法を考えなあかんと思うんですが、そういった形で出入りを考えていきたいと。

それで、今、言いましたグリーンティ裏の入り口につきましては、護岸のところが３メートルぐらい、あと、関西電力の電柱が受電電柱として建っておりますので、それを移転させますと５０センチぐらいのスペースも出てきますので、それとあわせながら護岸のほうをちょっと寄る形で何か構造物をつくりながらですね、現状の中では幅員を確保できたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

約２００台ぐらいはとめられるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今の話はいろいろわかりにくい面もあるんですけども、要は、宇治木屋線のバイパスですね、別所のほうに向ける、この広い道から入れるように一つの道としてはなっているということで確認していいのかということと、あと、今、収用としては２００台という話が出てたと思うんですね。

例えば、どれだけ埋まるのかは知りませんが、ここに駐車場をつくるのであれば、こちらのグリーンティの前のいわゆる井手線というんですかね、こっちのほうの前を極力避けたほうがいいと思うんですね、ここに車が入るのをね。こっちへ流すほうが安全面でも必要じゃないかと、ここにつくるのであればね。グリーンティのほうにど

うしても来なくちゃいけないとか、運動公園のほうにどうしても行かなくちゃならないというんやったら仕方ありませんけども、やはり200台もの収用を持ついわゆる駐車場をつくるのであれば、こちらからできるだけ入っていくという方向にしたほうが安全ではないかというふうに思うんですね。その辺が実際どうなのかということをお聞きしたいのと、具体的にですね、どういう駐車場になるのかということなんですよね。

例えば、当面、ことしお茶の京都があるし、一定、駐車場も確保したいから、今までお祭りとかするときに隣接する大北組さんとかで借りたりしてますよね、ああいうイメージなのかね。とりあえず土地だけあります。ここへとめてくださいということなのか、ただ、一定、やはり駐車場ですから、何らかの区画があったりとかね、ロープも含めてですけども、下が砂利のままなのかどうかとかいうことも含めてですね、どのようなイメージの駐車場になるのか、そこまでもあるのかどうかですね、もしあれば説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、議員がお示しいただきました地図を、私、忘れておりまして、この地図を縦に見ていただいて右側のほうにちょこっと白いものがかかっている。これが幅員3メートルぐらいの橋でございます。土地を取得いたしましたら、そのまま真っすぐ出てこれるということなんですけど、この橋を渡った途端、3メートルか4メートルぐらいの府道の高さがございまして、壁になっております。ですから、これを右に曲がって府道に沿いながら、この和束井手線と宇治木屋線の合流点に向けて町道が並行して走っております、おっしゃったように、ここを1点の進入もしくは出口。

それと、今、言いましたように、その下に黒い影になってますけど、その黒い影が

冷蔵庫でございまして、緑色の屋根、左側の建物との間に舗装面が見えております。

これがもう１個の進入路ということで、これが橋の向いて上がっていくと、その陰の部分にはなっておりますけど、そこを通じてここへ入っていくというような形になるかと思います。

現在のところ、駐車場のイメージといたしましては、さっき議員がおっしゃったように、現状の形の中でそこにバラス等を入れまして、敷き固めてという形、きちっとした構造物を成形するような形ではなく、今のところは、そういった土を入れ込んでの、いわば仮駐車場的な感覚にはなるかと思います。

また、先ほど井上議員からございましたように、トイレ等のこともございますし、また、そのあたりは追って計画を高めながら利活用を図っていく必要はあるかと思えます。

そういったところで、補正予算の中でもこの工事費につきましては計上させていただいているところでございます。あくまでもこの部分を駐車場と使えるという形の中の方でですね、整備を考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

１番、岡田議員。

○１番（岡田泰正君）

それでは、私のほうからは、No. 28と打っている図面のほうでご質問をさせていただきたいと思うんですが、道幅があって、その横に水と書いてあるのは農水路だと思うんですけれども、こちらのほうの水路は生かされているのか、あるいは駐車場として完備されたりですね、この水路についてはどのような取り扱いをされるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員のご質問にお答えしたいと思います。

これを横にとっていただきまして、水路という形で出ておりますが、水路につきましては、現在、耕作されておりますのは14番、馬場長之助さんですから、この土地が現に耕作されておまして、ほかにつきましては休耕といいますか、耕作されてない状況でございます。

そういった形でございますし、町道里道につきましては、平成18年に国から譲受を受けておまして、全て町有財産という形になっておりますので、ただ、近辺の方の利用のこともございますので、そのあたりは十分調査いたしまして、ご迷惑がかからないようにしなけりゃならないなというふうに思っております。

建設事業課が土地の関係は権利ございますので、私ができるという立場でございせんが、町有財産でございますので、何とかそのあたりですね、全体に影響のないところで整備を図っていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

今、ご案内いただきましたように、この周辺はほとんど休耕という荒廃農地というような形になっていたと認識しているんですけど、この水路が今も生かされているというふうであれば、やはり耕作されている方々のご不便にならないような配慮を持ってですね、今後、この駐車場については取り扱いをしていただきたい。

それについては協力いただいた方々の善意に応えるべきだと、このように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますのと、それから、今回補正で上げていただいているんですけど、工事の完成のめど、今期だと思えるんですけども、大体いつごろの予定を計画されているのか、その点についてお伺いさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この補正予算、この後ですね、ご審議いただきまして、補正予算が通りましたら相手様のほうに提示といいますか、契約鑑定をお願いをいたしまして、近々ですね、買収を終わらせたいと思います。

今回の補正予算に工事費も入れておりますし、あと設計、若干高さは適宜でございますので、測量も必要でございますので、工事用の設計も組まさせていただきますので、それを含めながら、先ほどありましたが、お茶の京都博で茶源郷和東祭りのほうが一環として位置づけておりますので、それには使いたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

今、お答えいただきましたお茶の京都とか、和東町におきまして環境が変わってきて、駐車場が必要だということの認識で皆さんも確認されていると思うんですけども、そしてまた、今回、町のほうでも、また各地においても教育観光という面で非常にクローズアップされてきております。

現に、平成30年、来年ですね、和東町においても確認させていただきましたところ、約700名ぐらいの方々が教育課のほうで来庁されると。そしてまた、それに対して農家民泊の受け入れ体制も現在整えようとされていますので、それに合わせるというんですかね、そういうことに応えるためにも、より早く工事の完成というものが望まれるわけですから、その点についてもよろしくお願いしたいと思いますので、回答は結構ですので、その点だけ要望させていただきまして、質問を終らせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２号 土地の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２８号 土地の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第２２号 平成２９年度和束町一般会計補正予算（第１号）、議案第２３号 平成２９年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第２４号、平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第２５号 平成２９年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）、以上４件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２２号から議案第２５号の提案理由を申し上げます。

議案第２２号 平成２９年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、和束運動公園
駐車場等周辺整備事業、地方創生推進交付金事業、消防防災関係事業、

町道維持管理事業、野生鳥獣被害対策事業等において

議案第２３号 平成２９年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、
事業勘定における単価改正に伴う前期高齢者給付金並びに市町村国保
広域化に向けた電算システム改修委託料において

議案第 24 号 平成 29 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
国庫補助金の増額内示に伴う統合簡易水道整備事業等において

議案第 25 号 平成 29 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、保険
事業勘定における国・府返還金並びに高額医療合算介護サービスの保
険給付費において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第 22 号のご説明を申し上げます。議案書をよろしくお願い申し上げます。

議案第 22 号

平成 29 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,665 万円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 3,615 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 6 月 22 日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 億 4,239 万 4,000 円、1,080 万円、2 億 5,319 万 4,000 円。

15 款府支出金、1 億 6,871 万 5,000 円、1,629 万円、1 億 8,500 万 5,000 円。

17 款寄付金、1,000 円、15 万円、15 万 1,000 円。

19 款繰越金、500 万円、3,336 万円、3,836 万円。

20 款諸収入、3,548 万 5,000 円、105 万円、3,653 万 5,000 円。

21 款町債、3 億 2,700 万円、5,500 万円、3 億 8,200 万円。

歳入合計、30 億 1,950 万円、1 億 1,665 万円、31 億 3,615 万円。

次のページから歳出でございます。

1 款議会費、5,629 万 5,000 円、△3 万 4,000 円、5,626 万 1,000 円。

2 款総務費、5 億 141 万 9,000 円、7,950 万 8,000 円、5 億 8,092 万 7,000 円。

3 款民生費、7 億 726 万円、△696 万 7,000 円、7 億 29 万 3,000 円。

4 款衛生費、4 億 4,703 万 6,000 円、△500 万 2,000 円、4 億 4,203 万 4,000 円。

5 款農林業費、1 億 1,112 万 7,000 円、1,276 万 8,000 円、1 億 2,389 万 5,000 円。

6 款商工費、5,625 万円、950 万円、6,575 万円。

7 款土木費、2 億 7,720 万 9,000 円、864 万 3,000 円、2 億 8,585 万 2,000 円。

8 款消防費、1 億 8,785 万 9,000 円、1,823 万 4,000 円、2 億 609 万 3,000 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページが第2表の地方債補正でございます。

1. 追加。

起債の目的でございますが、和束運動公園駐車場等周辺整備事業（過疎対策）でございます。

限度額が4,630万円、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率につきましては、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的、限度額のみ報告させていただきます。

小型動力ポンプ付き積載車軽自動車購入事業、630万円、防火水槽設置事業240万円、計5,500万円でございます。

続きまして、資料No.22、予算に関する説明書により、主なものをご説明を申し上げます。

総括は省略させていただきます。

5ページからお願いします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で700万円の補正でございます。

1節総務管理費補助金でございまして、地方創生推進交付金でございます。そのうちスマートワーク・イン・レジデンス事業で350万円、湯船活性化推進事業で300万円、移住PR動画分で50万円となっております。

同款、同項、８目商工費国庫補助金で３８０万円。

１節商工費補助金でございまして、これにつきましても、全て地方創生推進交付金でございます。そのうち周遊観光等業務委託で１２５万円、商品開発で１５０万円を充てております。

１５款府支出金、２項府補助金、１目総務費府補助金で１，００５万円でございます。

１節総務管理費補助金でございまして、移住促進住宅整備事業費補助金で１９０万円、スマートワーク・イン・レジデンス事業交付金で７００万円、市町村景観整備支援事業補助金で１００万円となっております。

同款、同項、４目農林業費府補助金で２０１万８，０００円でございます。

これにつきましては、２節林業費補助金でございまして、豊かな森を育てる府民税の市町村交付金でございます。

同款、同項、８目消防費府補助金で３１２万７，０００円でございます。

１節消防費補助金でございまして、災害対策時の業務継続計画策定分に係る市町村未来づくり交付金でございます。

１９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金で３，３３６万円でございます。

１節の前年度繰越金でございます。

次のページでございます。

２０款諸収入、４項雑入、１目雑入で１０５万円でございます。

２節雑入でございまして、これにつきましては、消防団員の安全装備品整備等の助成金でございます。

２１款町債、１項町債、１目総務債で４，６３０万円でございます。

１節総務管理債でございまして、先ほどご審議いただきました運動公園の駐車場周辺整備に係る過疎対策事業債でございます。

同款、同項、６目消防債でございます。

1 節消防債でございまして、緊急防災・減災事業債でございまして、小型動力ポンプ付積載車で630万円、防火水槽の設置事業で240万円を見込んでおります。

次のページから歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で780万9,000円の補正でございます。

主なものは、4月1日付の人事異動に伴います人件費と11節需用費で129万円、これにつきましては、議長室、町長室、応接室の絨毯の張りかえ等を見込んでおる修繕費でございます。129万円でございます。

同款、同項、2 目企画費で725万円でございます。

そのうち主なものが、13節委託料830万円でございます。工事設計監理委託料でございます。これにつきましては、スマートワーク・イン・レジデンス事業でございます。

このスマートワーク・イン・レジデンス事業と申しますのは、地方創生推進交付金事業でございまして、サテライトオフィスの誘致や新ビジネスの創造拠点づくりに係るものでございます。その事業委託料で400万円、移住動画作成業務委託料で100万円、新商品の開発業務委託料で200万円となっております。

15節工事請負費で790万円でございます。先ほど申し上げましたスマートワーク・イン・レジデンス事業の整備工事でございます。これにつきましては、体験交流センターの2階の一部を活用させていただくということで、その改修の費用でございます。

16節原材料費で200万円でございます。これにつきましては、茶畑景観の道路補修に係る原材料費でございます。

19節負担金補助及び交付金で780万円、移住促進住宅整備事業補助金で360万円。

次のページでございます。

湯船活性化推進補助金で400万円となっております。

同款、同項、4目活性化対策費で4,645万1,000円の補正でございます。

これにつきましては、先ほどご承認いただきましたグリーンティ北側に整備いたします駐車場に係る事業費が主なものでございまして、そのうち13節委託料で110万円、駐車場整備と測量設計業務委託料で100万円を上げております。

15節工事請負費で2,453万9,000円、駐車場整備に係る分でございます。

17節公有財産購入費で2,081万2,000円、駐車場整備に係る土地購入費でございます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で△255万8,000円でございます。

これにつきましては、4月1日付の人事異動に伴う人件費の減額でございます。

おめくりいただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費で△716万1,000円でございます。これも同じく、4月1日付の人事異動に伴う人件費の減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で121万4,000円でございます。

7節賃金ということで、アルバイト賃金を上げさせていただいております。

次のページをお願い申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、△741万6,000円でございます。

これにつきましては、28節繰出金ということで、簡易水道事業特別会計への繰出金の減でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費で120万円でございます。

18節備品購入費でございまして、軽トラックの更新に係る予算でございます。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費で504万6,000円でございます。

主なものは、４月１日付、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

５款農林業費、２項林業、２目林業振興費で７８２万９,０００円でございます。

主なものといたしまして１３委託料で４５０万円、これは野生鳥獣個体数調整業務委託料でございます。

それと、１８節備品購入費１１０万８,０００円でございます。そのうち保育用備品ということで、これは府の森林税を活用した木の製品分でございます、８２万７,０００円を見込んでおります。

１９節負担金補助及び交付金で１６８万１,０００円。そのうち有害鳥獣関係事業補助金で１３１万円を計上させていただいております。

６款商工費、１項商工費、２目観光費で８９０万円でございます。

主なものが、１３節委託料で８３０万円でございます。お茶の京都ＰＲ推進事業委託料で５０万円、茶畑ハウス整備事業委託料８０万円、宿泊型周遊ツアー等実施業務委託料で２５０万円、サイクリングマップ作成委託料で１５０万円。

次のページでございます。

自転車愛好家向け商品開発事業の委託料で３００万円となっております。

７款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費で７００万円でございます。

１３節委託料でございます、町道整備に係ります測量設計業務委託料でございます。

同款、同項、３目道路新設改良費で１００万円でございます。

１３節委託料ということで、山口線の改良拡幅工事に係る図面等の作成業務委託料でございます。

８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費で９０３万円でございます。

主なものといたしまして、１１節需用費で１９５万２,０００円でございます。これは消耗品でございますけれども、消防団員の安全装備品ということで、防火衣と防火ヘルメットを購入する経費でございます。

それと、１８節備品購入費で６３４万９，０００円、小型動力ポンプ付積載車でございます。原山の積載車の更新を予定しております。

同款、同項、３目の消防施設費で２９５万円でございます。

１３節委託料でございまして、工事設計委託料で２４５万円、境界確定業務委託料で５０万円でございます。これにつきましては、釜塚地内に耐震型の地下式防火水槽に係る事業費でございます。平成２８年度で施工する予定でしたが、事情によりまして平成２９年度で施工させていただくということになりましたので、今回、補正で上げさせていただいたというところでございます。

同款、同項、５目災害対策費で６２５万４，０００円でございます。

１３節委託料でございまして、災害時に行政が被災しても、適切な業務を行うための計画でございます。業務継続計画策定支援業務の委託料を計上させていただいておるというところでございます。

１９ページ以降に給与費明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

特別会計につきましては、所管課長からご説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

説明の途中ですが、ただいまから午前１０時４５分まで休憩します。

休憩（午前１０時３４分～午前１０時４５分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第２３号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第 23 号

平成 29 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 594 万 5,000 円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 22 日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 億 7,320 万 1,000 円、19 万 5,000 円、1 億 7,339 万 6,000 円。

10 款繰越金、1,000 円、25 万円、25 万 1,000 円。

歳入合計、8 億 550 万円、44 万 5,000 円、8 億 594 万 5,000 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、343 万 7,000 円、19 万 6,000 円、363 万 3,000 円。

4 款前期高齢者給付金等、6 万 5,000 円、24 万 9,000 円、31 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No. 23、予算に関する説明書によりまして、主なもののみご

説明申し上げます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページの歳入をお願いいたします。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金。

主なものといたしましては、1 節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 1 9 万 5,000 円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、1 3 節委託料 1 9 万 6,000 円でございます。電算システム改修の委託料でございます。

4 款前期高齢者給付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、1 9 節負担金補助及び交付金で負担金 2 4 万 9,000 円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、簡易水道特別会計についてご説明させていただきます。

議案書、議案第 2 4 号をお開きください。

議案第 2 4 号

平成 2 9 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,234 万 4,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,852 万 4,000

円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金、補正前の額7,740万円、補正額3,096万円、計1億836万円。

5款繰入金、5,045万5,000円、△741万6,000円、4,303万9,000円。

8款町債、1億7,300万円、8,880万円、2億6,180万円でございます。

歳入の合計、3億8,618万円に対しまして1億1,234万4,000円、4億9,852万4,000円でございます。

続きまして、おめくりいただいて歳出でございます。

1款総務費、補正前の額4,744万9,000円、補正額25万円、4,769万9,000円。

2款施設費、2億5,049万円、1億1,209万4,000円、3億6,258万4,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、地方債補正でございます。

第2表 地方債補正。

1. 変更。

起債の目的：水道施設整備事業、限度額：1億7,300万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後、限度額：2億6,180万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

お手元の資料No.24をお開きください。

総括については省略させていただきます。

5ページ、6ページ、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設費国庫補助金、補正額3,096万円。

簡易水道等施設費国庫補助金でございます。減額で、生活基盤施設耐震化交付金を7,700万円減額させていただきます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△741万6,000円でございます。

1節一般会計繰入金は741万6,000円の減額でございます。

8款町債、1項町債、1目施設費として8,880万円。

水道施設整備事業債でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

主なものとしまして、2款施設費、1項施設費、1目施設費でございます。

13節委託料として410万1,000円、統合簡易水道整備工事設計委託料△424万円、統合簡易水道要点監理業務委託料として834万1,000円でございます。

す。

同じく、15節工事請負費1億799万3,000円、統合簡易水道整備工事費として1億799万3,000円でございます。

以上、簡易水道特別会計の補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第25号につきまして説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第25号

平成29年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,170万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

9款繰越金、1,000円、920万円、920万1,000円。

歳入合計、5億7,250万円、920万円、5億8,170万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2 款保険給付費、5 億 3,159 万 9,000 円、150 万円、5 億 3,309 万 9,000 円。

7 款諸支出金、72 万円、770 万円、842 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、平成 29 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、資料 No. 25 により説明させていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 920 万円でございます。

1 節の前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ。

続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、7 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費、補正額 150 万円でございます。

19 節負担金補助及び交付金で、医療保険と介護保険で負担限度額を超えた方に給付するサービス給付費でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 770 万円でございます。

23 節償還金利子及び割引料で、平成 28 年度の介護給付費に係ります国・府の返還金でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

1 番、岡田議員。

○ 1 番（岡田泰正君）

それでは、10 ページをお願いしたいと思います。

その中で企画費の中でスマートワーク・イン・レジデンス、これは29年度、本年度から予算化された事業費だと理解しているんですけども、要は、町が実施する企業のサテライトオフィスとか、テレワーク拠点の整備に関する支援策、これの事業債だと理解しているんですけども、もう少し全体的な像いうんですか、そういうようなものについてご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

スマートワーク・イン・レジデンス事業についてでございますが、議員おっしゃったようなサテライトオフィスというものを体験交流センターの2階を改修いたしましてつくろうと、開設しようと思っております。

このサテライトオフィスというのはですね、農山村空間の中で、インターネットがつながっていれば都会と同じ仕事ができるということで、徳島県の神山町が全国で先駆的に進んでおるんですけども、全国的にこういった働き方というのが資本化を進めております。

今、ちょうど和東町はですね、お茶の京都のメインビジュアルとして石寺の景観が前面に出ておりますし、非常に援農であつたりですね、町外から多くの方が来られてまして注目が集まっていると。

さらに、学研都市が近くにありましてですね、こちらの立地企業も含めましてターゲットにすれば、こういう施設を開設すればですね、そういったニーズを取り込むこ

とができるんじゃないかということを考えまして、今般、京都府のほうとも連携して、国のほうの地方創生交付金のほうに申請いたしまして、今回補正をお願いしているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

今、おっしゃっていただきましたような徳島県の神山町、これは非常に先駆で有名な箇所、全国から視察が多いと、このように理解して考えているところなんですけれども、要は、地域の新たな担い手、そして新たな企業の育成、あるいは営農指導等々、そういったことを支援していこうという一つの事業であろうと思うんですけれども、そうであるならば、神山町につきましては、会社の社員が、あるいは会社そのものの営業体を神山町に持ってきて、そこで仕事をなさると。インターネットの速さを利用したと、一つの理解があるわけなんですけれども、そういうようなことなんですけれども、この和東町におきましては、和東町の田舎で働く場に人材が集まるように新たな和東町ならではの仕掛けというんですかね、そういったものについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

まずですね、私自身もそういったニーズというのは、都会の人がどれだけ田舎で働きたいのかというニーズがあるのかということを疑問に思いまして調べましたところ、これは26年度にまち・ひと・しごと創生本部、こちらが東京在住者の今後の移住に関する意向調査というものを行いまして、そのうち40.8%、40%ぐらいがですね、地方への移住を検討し、または今後検討したいと考えているということを答えた

というアンケートもございます。

そういった形で、東京であったり大阪であったりといったところの企業のほうに働きかける。これは町だけではできませんので、恐らく京都府とも連携してやらせてもらおうと。その京都府との連携ということがまず一つ我々の特色であると。

もう一つは、やはり学研都市へのアプローチなんですけども、考えておるのは、長期滞在とかサテライトオフィスを開設するというのは確かにそうなんですけれどもそれ以外にですね、例えば、1週間程度の研修旅行といいますか、まさに研修旅行ですね、今、コワーキングという、みんなが集まって仕事をするという部分とバケーションというのが合わさったコワーケーションという言葉もあるように、本当に働き方改革の一環で多様な働き方が求められておると。

そういった中で、あそこを利用して、茶畑空間を見ながら仕事をするみたいなことを提案できればなということで、そういう一時利用の企業の研修みたいなことも働きかけていきたいと考えております。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

会社ぐるみでこちらのほうに来られて、そしてワークをされるということであれば大体わかるんですけど、自治体が間に入って、そういったいろんな企業に来ていただく、あるいは営農指導とかいろんな形の中で移住を促進していく、そういったものの中では非常に難しい、このように思うわけなんですけども、和束町としてやっていけるのは、やはり今、問題になっている空き家の住宅とか、そういった改修問題、それを企業、あるいは市町村が三位一体になって改修して、そして賃貸住宅の整備をしていくと、そういった中で先ほどおっしゃったように、移住者がどのようなニーズを持って来られるのかというふうなことも探りながら、住まいの応援をしていくというふうなことも私は考えたわけなんですけれども、それによって営農とか、あるいは移

住・定住に結びつけていく近道じゃなかろうかなと思うわけなんですけれども、そのようなお考えのことについてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

議員おっしゃったように、今、働き方の中で、例えば半農半Xという働き方であったりですね、農業をしながら一方で仕事をする、そういったものであったり、テレワーク、家にいながら会社の仕事をする、これは当然ネット環境というものの整備が必要なんですけども、こういった本当に多様な働き方が求められている中でですね、我々としても人口減少の中、さまざまな形で移住者というものを募っていかなければならないというふうに考えております。その一つのツールとしまして、こういったサテライトオフィスのような機能も持つ、そういったまちにしていければなというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、一般会計の10ページ、いわゆる海洋センターの関係で幾つか予算が上がっております。いわゆる防犯灯LED化工事、そして空調設備の関係、そしてプールクリーナーというふうに上がっておるんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、海洋センター関係で補正を上げさせていただいておりますのは、まず防犯灯 L E D 化工事で 1 5 万円でございます。これにつきましては、委員会のほうで議員のほうからご指摘いただきましたように、夜間やはり暗い部分がございます。現地を確認させていただいて、新設する部分と既設の蛍光灯の防犯灯がついておりますけれども、やはり照度が低いということで、それを L E D 化していこうということを計画して 1 5 万円を上げさせていただいておるというところでございます。

それと、空調設備の取りかえ工事でございますけれども、これにつきましては、事務所内のエアコンでございます。これは開設当初に設置しておるエアコンでございます、非常に経年劣化が激しく、現在、機能してないというところでございますので、ことしの夏のシーズンに間に合わせるように、今回、補正で上げさせていただいたというところでございます。

備品購入費で海洋センター備品でプールクリーナーを挙げさせていただいております。このプールクリーナーにつきましても、現有しておりますのがかなり経年劣化しております、一応、修理のほうを業者のほうへ見積もっていただいたわけでございますけれども、やはり古いということで、新たに購入したほうが効率がいいということで、今回、4 3 万円上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

はい、ありがとうございます。

今回、いわゆる以前から要望もしてまいりました防犯灯について設置いただけるということで、これはぜひ早急をお願いしたいと思います。

そこで、この間、いわゆるプールの面について、委員会でも屋根の修理についてどういう見通しがあるかということでいろいろと議論もしていただけすけれども、委員

会では、今年度については根本的な改修はできないということで、今、現状の状況の中で、営業は営業として進めたいという話があったと思うんですね。

ただ、やはりあと1カ月ほどで営業も始まるという点でいえばですね、実際その辺どのように営業する上で対応されるのか、もう一度お聞きしておきたいのと、それと、いわゆる根本的な改修という点で、委員会でも一定議論、検討いただいているという話ですけども、その辺が今どのような形で来年度に向けても検討されているのか、現時点でわかっている点について説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

海洋センタープールの屋根のテントでございますけれども、サルの被害によりまして大きく損傷しておるというところでございます。その根本的な対策を講じるという方向には変わりはありません。

ただ、今シーズンの営業までにはその対策がとれないということでございますので、一定、上屋を外した形で、屋外みたいな状況になるかも知れませんが、それで営業を開放してまいりたいというように考えておるところでございます。

シーズンオフから来年の営業までの間に一定の専門業者のご提案等もいただいた形で根本的な改修を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それと、今シーズンの営業に当たりまして準備を進めておったわけでございますけれども、一部漏水が認められたいうところでございます。その配管からの漏水でございますけれども、根本的な改修もやらなければならないということでございます。今シーズンに向けましては、応急的な処置で一応オープンしていくという方向には変わらないというところでございますけれども、シーズンオフに向けまして、海洋センターの施設自体、大規模な改修が必要になってくるということが想定されます。その

中で予算も必要になってくるというところでございまして、今後、海洋センタープールのあり方についても長期的な観点で検討も進めていかなければならないような状況になっておるということをこの場をかりて申し上げたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今、ありましたように、今の上屋の問題だけではなくて、海洋センター自身の今後のあり方にかかわる一定大規模な改修も今後必要になってくるというお話がありました。

そういった意味ではですね、海洋センター自身のプールだけではなくていろんな機能ですね、もともとはいわゆるスポーツセンターというか、そういった位置づけがあったと思うんですけども、そういった意味での位置づけも含めてですね、委員会でもお話ししたと思うんですけども、全体的には単に施設の改修というだけじゃなくて、やはり施設自身の有効利用というものも含めてどうあるべきかということも、この際、検討いただく必要があるんじゃないかというように思いますし、あと、施設的には、今、配管の問題もありましたけども、いわゆるあそこも避難所という位置づけもあります。そういう点では、いわゆるトイレ等の洋式化も含めた部分での改修も今後やはり必要じゃないかというふうに思いますので、そういう意味も含めてですね、ぜひ総合的に検討いただきたいと、これは強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、これはいわゆる未来づくりセンターの件でですね、一定、15万円ほどの予算も組まれているんですけども、この4月から笠置町に開設されまして、先日の委員会でも訪問させていただいて、一定、お話も伺ったんですけどもね、率直にお話しさせていただきたいと思うんですけども、今回、いわゆる移住関係、観光関係とか、

活性化を全般的にいろいろ検討するという話でつくられたということもあると思うんですけどもね、いわゆる３町村でやるといった場合に、一応、先行的に連合というものがありますよね。その東部連合というものがあるという一方で、もう一つ、また３町村の連携するセンターがつけられたと。これは一体なぜなんだろうかという素朴な疑問もあったわけですね。いわゆる連合のあり方はいろいろあるんですけども、ただ、今あるものとして、せっかく３町村が連携してやっている一定の組織体があるという中で、そこでやるのではなくて、また別にそういうセンターを立ち上げたというですね、その辺の不合理性というか、二重行政的なものになるおそれがあるんじゃないかということもそのときにもちょっと言わせていただきましたけども、先日、京都新聞にいわゆる村と笠置町がこの間、提携された伊賀市との定住自立圏というものの計画というものの報道されてましたよね。あれも観光とか教育とか、いろんなそういうもので連携しようということで一定の方向性が示されているんですよ。

だから、ある意味、連合もあって、定住自立圏もあって、それぞれの市町村の行政もあって、また未来づくりセンターもあってというね、ある意味、大変いろんなものがあり過ぎて、やはり二重三重の行政になってしまうんじゃないかというものが大変危惧するわけなんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今の広域連合、そして、それぞれ３町村の自治体との関係で申し上げますと、今、この東部３町村において非常に大事なことは、その町村から見た目じゃなくして、いわゆる３町村、そして京都府の立場を見ながらやっていかなきゃならない。そういうことで、非常に自由な発想でそしてどうあるべきか、そういう観点から見るということになれば、未来づくりセンターのように京都府の職員も兼ね、そして笠置町の職員

も兼ねて、和東町の職員も兼ねてまた、南山城村の職員も兼ねる。あそこに行っている者は、それぞれ4団体の職員として配置されております。そういう関係から、今、言われましたように、その中に議会を設けておれば、これは今、岡本議員が言われるように、非常にそういった懸念が心配されるわけなんです、予算措置といいますか、そこでほとんどされておらん。というのは、委員会、議会が設けられてないところがあります。

そういう意味で、この4自治体がこの地域はどうあるべきかという観点の見方で事業を進めていこうというセンターであるというふうに考えますと、今、岡本議員が言われたように、二重には当たらない、このように思っております。

当然、そこから生まれてくるものが3町村で取り組むのが妥当とすれば、連合のほうへの業務とし、そして知事の認可をもらい、そしてその固有の仕事とさせます。そして、東部3町村それぞれの町村で取り組む共同事業になるのか、ここは自由にセンターの中で検討し、そして我々もそれに考えていきたいと、このように思っております。

ところが、もう一方、例えば、今、京都新聞で報道があったというご案内のご質問をいただきましたが、定住自立圏の問題であります。

これについては、それぞれの住民が生活圏を一にして、そういう関係のあるところで連携を深めていこうというふうにされているわけです。これはまた別の問題でありまして、これは広域行政的にあります。

今、やられておりますのは、笠置町、南山城村が伊賀市と自立圏の提携に入っておられるわけであります。南山城村はどちらかといいますと病院、そしていろんな生活圏、こういったものが伊賀市と大きくかかわっております。

今、笠置町は忍者の里と合わせて、いわゆる観光という面から連携できないかと、こういう模索の中で入られました。

そして、これは東部3町村一緒ですから、和東町に当てはめたときにはどうなんか

と、こういう観点から、これは自由にそれぞれの立場で考えている中では、少し温度差が出てくるんじゃないかなということ、これは方向として、将来、もう少し検討していくべきだろうと、否定はしていません。さらに広域が充実してまいりますと、自立圏の構想にそういった手段を講じる場合もあります。いろんな選択肢は私は残っていると思いますが、いずれにいたしましても、和東町の当面は、犬打峠のトンネル化によって、そして、宇治市の観光をこちらへ引っ張ると。そして、木津川右岸が一体にする。そして、学研とのいわゆるつながりをさらに深める。それが第一にやらなきゃならない。これを抜いて伊賀市で自立圏に行くというのは、3階から4階、1、2階を省くようなものになるのではないかなということ、否定はしないです。将来はわかりませんが、今のところはそういう中での、地域圏の中でのまちづくりを進めているところであります。

先ほどの地域力推進課長も申しとおりました大きな未来づくりセンターもそうです。いわゆる体験交流センターの施設もそうなんですが、やっぱり学研学術研究都市というのは大きな特色になっております。そういったものが、先ほどもありましたように、週末に対してどう和東町を利用していただく。この週末事業というのがこれからの選択肢の一つにも入ってくるわけであります。

そういうことを考えますと、もう少し学研とか、そして木津川右岸、特に宇治市からの観光、そして京都と奈良の真ん中、この辺が和東町の施策の中心になっております。そういう意味で、今後、当面、これが充実をさせた上で、伊賀市という将来においてこれはあるかもわかりませんが、否定はしませんが、まずはその方向に向けた広域行政に取り組むと、こういうことでひとつご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる伊賀市との定住自立圏についてはね、別にこれは特別、和束町をどうする
という話で聞いたわけじゃないんです。ただ、町長が将来の選択肢になり得るような
ことを繰り返し言われるからね、そういうおつもりもあるのかなというふうにちょっ
と今、改めて思ったんですけども、それは今回は置いておきますけどもね、今、いろ
いろと言われましたけども、もちろん未来づくりセンター自身がこの４月から始まっ
たばかりですので、いいとか悪いとかいうような評価する段階ではないとは思ってお
りますけども、ただ、やはり特に広域連合との関係でいえばですね、あれだけ３町村
の連携でということではいろいろと言われている中で、要は、同じものを扱っていると
いったら変ですけども、同じ統制町村の中で組んでる中でね、なぜ別にされるんだろ
うかというのが大変解せない部分もありましたので、はた目から見て二重行政にな
っていくんじゃないかというおそれが私はあると思うんです。そこは今後しっかりそ
うならないように進めていただけたらいいとは思いますが、そこは懸念の問題と
して指摘しておきたいというふうに思いますので、そこはよろしく願いしたいと思
います。

次に、１０ページの下の方ですね、いわゆる移住促進住宅整備事業補助金３６４
万円というのがありますし、あと、次のページに空き家流動化促進事業補助金、そし
て湯船活性化推進補助金というのが上がっておりますけども、この点についての説明
をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

こちらの移住促進住宅整備事業補助金と空き家流動化促進事業補助金についてでご
ざいますが、こちらはですね、京都府の移住促進条例に基づく移住促進地域として湯
船地域が指定されております。この地域で空き家改修する場合、最大１８０万円補助

が出ると。うち半分が町の負担、半分が府の負担という形の補助金になっております。これを２軒、今、想定しております。

それに加えて、続いて、流動化の件なんですけども、こちらは空き家の荷物の撤去です。それに掛かる経費、これも２件分なんですけども、１０万円が最大出ると。その２分の１の補助ですので、１０万円×２の２０万円という形で、２軒の移住関係で、促進事業を進めていく中で考えているところでございます。

続いて、湯船の活性化補助金についてでございますが、こちらは間もなくなるんですけども、正式には設立という形になるんですが、株式会社湯船、これは湯船区民の皆さんが出資してですね、湯船区の区民の手でまちづくりを総合的に担っていくという目的でまちづくり会社が立ち上げられるんですけども、ここに対する事業の支援ということを今、考えております。

これは湯船の今後立ち上げられます会社のほうとも協議しながらになるんですけども、まちづくりに資するものに使っていただけるように、今、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今、一定、説明をいただいたんですけども、とりわけ移住促進住宅整備事業補助金と流動化促進事業補助金というのがセットだと思うんですけども、いわゆるこの間、京都府の移住促進条例に指定された。いわゆる特区として指定されて、京都府の財源も含めてですね、そういう移住する際の空き家の改修であるとか、そういったものに支援をするということだというふうに思うんですね。

これはこれで特区というぐらいですから、これぐらいのことは、ある意味、当然だというふうに思うんですけども、一方で、これは以前から言う話なんですけども、やはり

今、和東町の全体の総合計画の中で、いわゆる空き家の活用ということを中心に据えて住居の確保をしていくということを柱にされていると思うんです。その上で、これは3月のときにも話が出ておりましたけども、この間、調査をされてきた全町的な空き家の状況というものは100軒ほどですね。その辺の状況について一応把握されました。しかし、当初予算のほうではですね、それに基づいて全庁的に、じゃあ、空き家をどう活用していくのか、空き家バンクをどう立ち上げていくのかというようなものの関連予算というのは何もなかったわけなんですね。じゃあ、どうするのかという話をしたときに、さらに再調査が必要だとかいうような話しか出てこなくて、結局、具体的にどうやっていくのかという方向性がなかったんですね。

今回の湯船については、そういう府の特区に指定されたということもあって、そういうことが始まろうとしてますけどもね、やはり全町的に、和東町全体として空き家の活用をどうしていくのかという具体化ですね、それはじゃあ、どうなるのかですね。湯船だけじゃなくて全体としての空き家バンク、または荷物の関係とかいうことも含めた改修等の支援とか、こういう制度というのはどう立ち上がるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

今ですね、そういう地区指定がされておまして、府も含めた補助金が出るというふうになっているのが湯船地域だけになっております。これは和東町全体でそういった移住を進めていく上ではですね、やはり全地域がこういったまず地区指定をしていただいてですね、それで府の支援も受けながら、空き家改修だとか、特に水回りの改修だとかですね、こういったところで移住者が住みやすい環境をつくるというのが大事だと思っていますので、まず第一義的には、そういう地域というのを全地域でとり

たいというふうに考えておるんですけども、そうなった場合は、やはり地元の理解だとか住民の理解というのは一番大事になってきますし、そこを無視して行政だけが突っ走ってですね、何が何でも移住をたくさんとるんだということで、空き家たくさん出してくれというのもなかなか難しいところでありまして、まずは3月の時点では、住民の理解が進むように地域で説明会を丁寧にやっていきたいというふうに考えてきたと思うんですけども、その姿勢は変わっておらずですね、確かに議員おっしゃるように、待ったなしの課題ではあると思うんですね。しかも空き家バンクというのが和東町にはなくてですね、これは府内の市町村を見渡しても、空き家バンクというのに登録してないところが和東町がかなり悪目立ちしている状況でもありますので、これは今年度中に、現時点でも空き家を提供してもいいよという方を町内で掘り起こしまして、これは早期に立ち上げると。

それプラス地区指定を町内全部でとれるように、住民の理解が進みますように説明会等を開催していきたいというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今の課長のお話だとね、いわゆる空き家バンク等が立ち上がらないのは住民の理解が進んでないからだということですか。いわゆる湯船は今回特区に指定したぐらいだから、理解が進んだという判断で特区にしたのかということなのかと、その辺ね、思うんですけども、それはやはり行政としての責任放棄じゃないんですか。

町として、わざわざ総合計画の中でいろいろな選択肢があるもとですよ、例えば、住宅をどう確保するかという点でずっと言っているように、一定の公営住宅も必要じゃないかとか、そういうことも含めて提案しているのに、町としては空き家バンクを軸にしてやるというふうに言ったわけでしょう。そのためにこの間、調査もしてきたわけでしょう。そのために貴重な税金を使って地域の区長さん等にも協力いただいて、

実態把握をしたいということでやってきたわけでしょう。だったら、もちろん実際に空き家を提供していただけるかどうかとか、使えるかどうかというのは個人の財産ですから、無理やり例えば強制執行してね、あいているんだから使わせてくださいといって町が無理やり借り上げて改修するようなことはできませんよ、そんなことはね。

けども、実際に例えば改修するとか、そういったものの仕組みがなかったら、じゃあ、協力しようかなというようにならないじゃないですか、そもそも。例えば、空き家を何とかしてくださいといってね、何も制度もないのに、じゃあ、提供しようかなんてならないじゃないですか。

やっぱりちゃんと空き家を提供していただく場合には、これだけの改修制度がありますよとか、これだけの支援をしますよとか、こういうふうにバンクに登録していただいてやっていくんですよとか、そういう受け皿自身がないのにね、協力してもらえないからバンクを立ち上げられないんだみたいなね、そういう何か住民に責任を転嫁するような言い方をされたのはね、じゃあ、これまで何のためにやってこられたんかと、空き家調査も含めてね、思いますので、やはり今回の湯船の特区を使っただけのこのものをやるということは別に悪いことじゃないですけどもね、ただ、じゃあ、先ほど京都府の指定を全町にという話があったけどもね、それはいつになるんかとかね、何かめどがあるんでしょうか。それがなるまでは町として独自にそういう制度は立ち上げないのか、それも含めてどうお考えなのか答弁いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今いただきました岡本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

何点かそろって、1つ1つまとまって質問いただきましたんですけども、特区の問題は先ほど課長の話がありましたように、和東町は全地域が過疎地域でもありますので、町の行政は、今、岡本議員も言われますように、全地域に及ぼす方向で努力をし

てまいりました。これの特区申請ということになれば、各区にもご案内を申し上げました。そして、区的意思、でき得れば旧村単位ぐらいという姿勢で進めておったんですが、なかなか旧村単位でも進まなかった問題であります。

これについては先ほど課長が答弁しておりますように、やはり今、湯船区から申請があり、特区の指定を受けましたけども、これは全地域に広めていく努力をしていかなきゃならない。これは先ほど行政がと、住民がという話ですけども、特区申請は住民の地域からの願い、いわゆる申請業務にもなってくるわけでございますので、地域住民、または区長さんとの話し合いを抜きに行政が進んで申請でき得るものではないと、こういうことを申し上げておるわけでありまして、これは一つの方向であります。

それと、もう一つは、和東町の空き家バンクですけども、これはやっぱり和東町のまちづくりにとっては大きな柱であることは間違いありません。そのためにも、和東町の実態を早くつかんでいこうということで、実態をつかまさせていただきました。

ところが、空き家であっても貸しませんよ、置いておきますよ、売ってもいいですよというところまでつかみました。しかし、今、空き家バンクということで、次の一歩をたどったのは、そこが二つあります。

もう一つは、紹介をするという施策だけで置いておくところ、もう一つは進んで空き家をする場合は、これはやっぱりあっせん業のいろいろ資格が、土地とか家屋に係っております。和東町にはそうしたところはどうあるべきかということで、京都府と一体として取り組んだ経緯がございます。これは公共員という半官半民で来ていただきました。そして、今、その期間は終了しているんですが、そういった方向で何とかできないかということで取り組んできてもらいました。

ときには、できなかった大きな原因はどこにあるかということですが、やはり資格を持った人を持っておらないと。まず、この資格関係。お隣の南山城村には大阪に住んでおられた方が転住して来られた、そういう方たちかあります。まずその辺の選択、そしていろいろと探し出して育成する、また、そういった業者と連携する、こういっ

たところへ進んでいくと、この問題は非常に進みます。

しかし、その手前の空き家というのは、紹介できるところまでは整備していかなきゃならないということで、今、課長も一生懸命、これは重要な事項だということで、本年度中には、先ほど言いましたように、特区の全指定を受けられるような状況には持っていきたい。

もう一つは、空き家バンクをきちっと整理してですね、そして紹介でき得るようなところまで、それは執行するところではなかなか民間との提携が必要となりますので、それはなかなか今のところありませんので、その手前までは何とかしたいというのが先ほどの答弁であったと思います。

それと、もう一つは、移住対策として大きな公共住宅と町営住宅の話だと思いますが、そういった問題と、これもまた当然やっていかなきゃならない。

住宅問題の分かりますのは、P L Yとか、全部和東町でやるのか、業者を組んでやるのか、そして土地を提供してやるのか。今、お隣のまちでは、土地を提供することによって民間と提携してやろうと進めておられる方向もあります。そういった近隣の町村の状況というものを大いに参考にさせていただいて、和東町に合う方向を充実させていく、こういうことであります。

こういうようなあれで、今、岡本議員も言われますように、住宅行政、空き家も組めてですね、いろんな状況を含めて総合的に和東町のまちづくりの移住対策には重要だと思っておりますので、これについてのまたご指導とか、またご意見はいただきたい。そして、ともに進行させなきゃならない大事な問題という認識をしておりますので、今後ともよろしく願いしてですね、答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後１時４０分まで休憩します。

休憩（午前１１時４０分～午後１時４０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

午前中の最後ですね、いわゆる空き家対策等の話をしたわけですが、いろいろと言われますように、空き家を活用するといいますが、そういった方を空き家で受け入れるというよりも地域で受けるということになっていくという点では、やはり移住者の方がそこに定着していくという意味でも、もちろん地域の方の理解であるとか受け入れ体制というのは大変大事だというふうに思います。

ただ、やはりこの間、数年かけて調査をし、またそういった議論もしてきた中で、やはりまだそういった具体的なことが十分できてないということは大変私は遺憾だというふうに思っているんですね。ですので、町のほうの方針の軸にされている以上はですね、やはり全町的な形で、早急に具体的なものを示していただきたい、これは強く要望しておきたいと思います。

それとあわせて、これは町長にお聞きしておきたいんですけども、やはりそういう空き家バンクもそうですけども、いわゆる定住奨励制度といいますか、そういったものも、この間、村のほうでも出されたりとかいうこともありますし、こういったものも含めた移住・定住政策という点での、今後、もしそういったお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきたいと思います。

これは一般質問でもご質問いただきまして、私も答弁させていただきましたように、

やはり岡本議員も言われますように、和東町のまちづくりを進めていく上においては、今日的な課題というのが非常にたくさん出てくるわけであります。そういう中の今、お尋ねは一つであろうかというように思っておりますので、やはり定住対策というのは、先ほどもこれは計画の中にも大きな柱にしていることから、今後、十分いろいろな角度から検討すると。

答弁で繰り返すなら、今日的な課題についてはこれからも十分検討し、進めていくことが大事だということでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆる、ことしはお茶の京都ということもありまして、交流人口の増加であるとか、それへの受け入れ体制というのがかなり大きなウエートを占めている面はあるんですけども、それ自身は必要なことだと思うんですけども、ただ、やはり今後のまちづくりを考えますと、どれだけここに定住していただけるか、そういった方をどうふやしていくかということが中心になっていくと思うんですね。そういう点で、ぜひ空き家も含めて定住奨励という意味も含めてですね、具体化のほうをぜひ検討いただきたいと思います。

次に、一般会計 16 ページの農林業費の関係で、野生鳥獣個体数調整業務委託料として 450 万円、また有害鳥獣関係事業補助金として 131 万円計上されておりますけども、この取り組みについて説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

委託料での野生鳥獣個体数調整業務委託 450 万円、これにつきましては、昨年、

その１年前と継続事業でさせていただきましたサルの捕獲の関係で委託して、また継続してサルを捕獲していくというような事業で予算化させていただいておりまして、これにつきましては専門業者のほうに委託していきたいというふうに思っております。

また、１３１万円につきましては、有害鳥獣対策協議会がございまして、そちらのほうに、今、おりを所有しております。そのおりの設置につきましては、平成２５年に設置したもののなのですが、おりの仕掛け自身が数を数えて、おりが閉まるというような仕掛けでございまして、出た数も読めない、入って読むというような、出入りで何匹そのおりの中に入っていないということでございます。

木津川市のほうでは、スマホで画面を見ながら何頭入っておるかということが確認できた時点でボタンを押せばおりが閉まるというような装置がございまして、その装置をおりの入り口を数を数えてじゃなくて、担当者が見て、数入っているという段でおりの口を閉めるというような形の装置に協議会が所有しているおりを改造したいという形でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それで、この４５０万円のいわゆる個体調整ですね、一定、この間、この数年間いろいろ努力はいただいているとは思いますが、ただやはりなかなか目に見える成果として十分上がってないというのも事実だと思うんですね。もちろん毎年こういう形でやっていただくことは大事なんですけども、それまでのいろいろやってきた中ですね、なかなかそういう効果が見えないその辺の原因というものは、とりあえずどのように分析されてですね、やはり延々ととにかく何かやってもなかなかうまくいかない。何がどううまくいってなくて、どこをどう改善すれば、こういうことをやっても一定効果が出るというふうに考えてやっておられるのか、その辺、この間の取り組みも踏まえてですね、今回はどのような形でやろうとされているのか、その

辺ちょっとお聞きしておきたいのが１点あります。

それと、もう１点お聞きしておきたいのは、これはずっと前から、いわゆる群れを把握する上で、京都府等の取り組みも含めて、発信機をつけていただいて、一定、群れがどの辺に行っているかということ把握するということは以前からされていると思うんですけども、今の現段階です、そういった群れの状況を把握するということはどこまで今できているのかですね、それを実態にどう生かして状況発信しているかとされているのか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

本格的といいますか、個体数調整、今までも真剣頑張ってやらさせていただいたところですけども、サルの捕獲実績といたしまして、１８年からございますけども、担当の出せたんですけど、２５年度で報告的には３匹、それから２６年度が１９匹、２７年度が１０匹、２８年度がこの前の継続事業もさせていただきまして７９匹、それと、今年度、この４月から現在まで１３匹ということで、数字は今、上げさせていただいております。

２８年度につきましては、２７年、２８年の継続事業でございましたけど、個体数調整で４４頭、町のほうといいますか猟友会等です、有害鳥獣対策協議会のほうで３５頭ということで、今まで以上の数字を昨年度は上がっているということでございます。

今、言いましたように、現在、ことしも１３頭までサルを捕獲しておりますので、今回の補正で、また、おりの関係の対策をした中で伸びることを期待していると。ですから、何がいいのかわからんですけど、とりあえず今は捕獲するということの努力の中で成果を見たいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、捕獲につきましては44頭の成果がおりで当初思ってたんですけども、どうしても餌づけのところが難しかったので、450万円につきましては麻醉銃、もしくは空気銃というところで、銃のほうに頼ろうかと。実包装薬銃というんですか散弾銃、それからライフル銃等につきましては、やはり民家の近所で打てないというようなところもございますので、そのあたりで業者のほうに努力していただくかというような考え方でございまして、28年度ぐらいの数字が上がってくればなと思っております。

現に個体数調査につきましては、3年ほど前ですか、京都府がやっていただいた分については、280頭が和東B群というところでございまして、今、言いましたように、実数として確実に確認できているのが79頭でございます。子供もたくさん出ますので、それでの上下差はわからんですけど、79頭は駆除しているということでございます、猟友会のほうにおかれましても、今、発信機が3台稼働しております。追いかけると同じところで3器の発信音を聞いてみたり、バラけて聞いてみたりということで、その3匹がその群れの中のどこに存在しておるかはわからんですけど、3器の発信機からの信号は出ております。

方向性のある受信機を使いますと、どの方向にその発信機をつけたサルがいるかというのが確認できます。猟友会のほうでも受信機を持っていていただきまして、サルを追いかけてということで、そういった駆除活動もやっていただいておりますので、今回予算をいただきました上では、また何とか多くのサルを捕獲したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

昨年度については、一定、そういった80頭近い捕獲があったということで、今、報告いただいたわけですけども、それで、やはりなかなか一網打尽にするといいます

かね、根本的な解決するというようなことは現状から見てもなかなか困難な面があるわけですが、ただ、やはり住民としては、今、どこにサルが出没、いわゆる出たときにはここということになるんですけども、一定、予測といいますか、大体、あしたあたりにはこの辺に出るんじゃないだろうかといったようなこと含めたですね、やはり今こういうITも含めてですね、いろんな情報が発信できる時代ですから、そういったものを広く住民にも知らせて、一定備えていただいたりとか、そのつもりをしていただいたりとかいうような仕組みを今後もう少し構築していくことが必要じゃないかというふうに思いますので、その辺、もう一つお考えをお聞かせ願いたい。

それともう1点、これは町長にお聞きしておきたいんですけどね、やはりこれだけサル対策といいますか、有害鳥獣対策というのが和束町にとっていろんな課題はあるにしても、かなり深刻な課題になっていると。住民的にも一番ある意味わかりやすいといいますか、目の前で野菜がととられたりとかいうことも含めて大変大きな問題になっているということだと思うんですね。そういう意味では、農村振興課のほうでいろんな仕事がある中でね、いろいろ通報を受けたりとかいうことをいろんな状況の中でそれもやるみたいなことだけじゃなくてですね、一定、やはり専任的にその課題に当たる職員を配置するというね、単にいわゆる追い払いとかおりがどうだとかね、駆除だとかいうことじゃなくて、いろんなこういった問題について研究したりとか、またいろんな情報を得たりとか、そういう住民の中に入っているいろんなものを普及するでととか、専任的にそういったことに取り組む顔をつくれとは言いませんけども、今度、ワールドマスターズの準備室ができるぐらいですけどもね、やはりそれ以上の問題だと思うんですね。そういう点で、そういった専任的な位置づけというものを持った職員配置というものも、今後思い切ってされるべきじゃないんだろうかというふうに思うんですけども、その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

さきのほうは課長からお答えしました。あとの分についてでございます。お答えをさせていただきます。

ご質問にもありましたように、サルについては住民のほとんどが困っておられる。そして、つくるもの、畑で一生懸命育てたもの、今でしたらナスとかキュウリなんかに来ます。こういったものをとられて困っていると。本当に生きがいやっておられる人にそれをとられて困ると、こういうのが今ほとんどの住民の願いであります。

私も質問にありましたように、第1に挙げさせていただいたこの対策というのが、予算化をお願いしてやっていきたいと、こういう思いはあるんですが、さあ、予算化して具体的に内容は何かと、ここが一番問題であります。

私ども役場というところで一番受けますのは、電話で出ていきます。そうしたときにはですね、花火を持ってパパパンと鳴らしに行く。そしたら、来てもうたって、それだったら私らできると、そういう内容であるわけです。だからもう少し今、行政にとっても大事な仕事であれば、本当に専任にいてどういう仕事ができるんかということも十分踏まえて、今もやっぱり検討はしていくべきだと思っております。もし、そういうことが可能であればですね、職務とあわせてですよ、そういうものであればやっぱりそういうことも大事だと思っているんです。

ただ、専門的なところ、鉄砲を持ったりするのも猟友会にお世話になっておりますから、そこへ連絡してお願いをせざるを得ないわけでありまして、それを変えるわけにもなかなかいかない。それまでの中でどうかというところを考えていかなきゃならない。

もう一つ、私どもは先進地へよく見に行っているわけなんですけど、もう一つの方向としては、地域ぐるみでとらえて、追い払い隊というのは今でもやっぱり有効な措置をされております。それと、その追い払い隊と合わせて地域に来てもらっても困るような環境づくり、一時、湯船区にされて成功されました。なるものを全部切ってしま

うと、こういうこともされているわけであります。これも踏まえて、これは近隣どこも困っておられることでもありますので、いろんな先進地のほうへも目を向けてですね、とれる方法については努力していきたいと。そういう思いで今後も当たってまいりたいと。

ご質問いただいた内容も、その一つの具体的な例だというように考えさせていただいてですね、今後これについては十分、住民の思いを重く受けとめてやっていくと、こういう姿勢でいきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、サルの移動分につきましては、日曜日ぐらいが石寺、その翌日が白栖ということで、きのう園村まで動いておりまして、大体、移動の周期というんですか、移動する方向というんですか、そういったところは抑えられております。きょうでしたら原山に入ったかなというような状況でありまして、きのうは追い払いそのものがありましたので、職員が出てくれまして、ドローンを買ってましたので、それでどんな反応をするかということで職員に飛ばさせましたら、やはり音にはびっくりしていたと。

ただ、音声を出すような装置とか、何かそういった大きな機会仕掛けができていますので、ただ、担当から言わすと、やはり音、上空で音でそういうのが来ると、初めて見るもんですから、驚いてはいたということでございますので、せっかく持っておりますので、また追い払い、先ほどの花火にそれも加えてやっていきたいなというふうに思っております。

また、ＩＣＴの関係でございますが、三重県のほうで３年ほど前からＩＣＴを使っ

た実験ということで、国の補助金を受けて県レベルで複数の市町村をつないでですね、どこにいるかというような広域的な取り組みを実証実験でやっているということを先般、京都府の職員のほうにお伝えさせていただきました。京都府でも広域的に和束町でこっだけ頑張っているんやけども、やはり抜本的に京都府として何とかしてもらえませんかというような形で担当のほうにはお話しさせてもらって、また何かの会議で円がありましたら出させてもらおうというような話もございました。

現に、どこでどんだけのサルが出てというような形で、ICTを使った情報やということで、システム化もあります。ネットでも出ておりまして、本町担当も引っ張り出しておるんですけど、そういった形で広域的にね、1カ所の一つのまちがどうじゃなくて、やはり全体的、また今ありましたように、全国的にサルにつきましてはいろいろ出ておりますので、そのあたりも京都府としても頑張っていたきたいなというようなお話もさせていただいておりますので、また今後そういった取り組みを協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほど町長が言われたようなですね、一定、専任体制も含めての今後検討いただきたいということでお願いしたいんですけども、やはりそういう地域の追い払いなどを継続的に組織していくという意味でもですね、そういったことに専任的にかかわれるスタッフといいますか、職員がおられればですね、そういったことにももっと時間も避けますし、研究もできると思いますので、ぜひそこは前向きに検討いただきたいというように思います。

それと、今の情報発信についてはですね、やはり防災無線もありますし、また一応、光ボックスも置いているという中で、いろんなツールがあると思うんです。やはりそういう情報をできる限り、前、他の議員さんから、いわゆるサル情報というものを

発信してはどうかみたいな話もあったと思うんですけども、それも本当にあってもいいと思うんですよね。ですので、やはりそういった情報を大いに住民の方に返していただいて、住民の方も意識を持っていただきたいということで、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それで、私のほうから最後にもう一つですね、国保の関係なんですけども、今回、国民健康保険の制度関係業務準備事業費補助金という大変長いといいますか、そういった事業費の補助金がついておりますけども、これはどういうものなのか。一応、支出では電算システムの改修委託料になっているんですけども、これはどのような内容のものなのか説明をいただきたいということが1点と、それからやはり来年度、30年度からですね、国保の運営を京都府に一本化するという方向で今、準備をさせていただいているというふうに思うんですけども、ただ、いいましても1年切っているという状況があります。実際に被保険者の側からすればですね、来年度以降の保険税とかそういったものは一体どうなるんだろうかと、また今やっけていただいているいろんな国保事業であるとか、そういったものがどういうふうになっていくのかということも、一定、早い段階からお知らせいただきたいということもあるんですけども、その辺の準備状況というのが今どのように進んでいるのかですね、その辺、説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、歳入の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。

内容といたしましては、ご質問の中にもありましたように、歳出に上げております電算システム改修委託料に対する補助金でございます。

その歳出の内容でございますが、国保情報集約システム、これは国保連合会のシス

テムなんです、そのシステムとの情報連携のために自町システム、ふだん業務で庁内で使っております基幹系の業務システム、NewTRY-XⅡというシステムなんです、そのシステムを改修するための費用でございます。

あと、広域化の関係でございます。

保険料等につきましては、被保険者の皆様は気になるころではあるかと思うんですけれども、昨年末と、それからことしの1月の2回ですね、京都府のほうから、市町村ごとの試算が示されております。ただ、委員会でもお伝えしたかと思いますが、試算時点での関係データ、また国が提示してますケース、あるいは各市町村の予算見込みなど、その試算時点でのそういったデータにつきましては、今後変動するものでございます。

また、さらに、平成30年度から新たに国費が1,700億円投入されますが、それにつきましてはこの試算の中には含まれておらない状況で、あくまでもその試算につきましては論点整理のための参考値として示されたものでございます。したがって、かなり精度の低いもの、なかなか好評には値しないものでございます。

その数値につきまして、1月末の2回目の試算以降、いまだ示されておられません。京都府によりますと、6月から7月、夏ごろに国から国費負担のあり方が示されるであろうということでございますので、それを受けまして次の試算が示されるということでございます。保険料につきましては、現在、そのような状況となっております。

去る6月12日に京都府の国保運営協議会、今回新たに設置された協議会でございます。そちらのほうにも今までのスケジュールの流れですね、それから今後のスケジュール、国保改革の必要性と、またその試算の考え方につきましても示されたところでございます。

なお、京都府の国保運営協議会では、7月ごろに第2回が開かれまして、京都府のほうから国保運営方針が諮問される予定となっております。また、8月に第3回会議が開かれまして中間案の取りまとめ、11月ごろの第4回会議で国保運営方針の論点

整理と答申を得ると。そして、年明け１月ごろの第５回会議で最終報告という流れになっております。

そうした中、各市町村がやっております保険事業等につきましては、納付金の根拠の中には入らないということになっているんですけれども、それも含めたその保険事業と市町村のそういった事業の費用も含めた形で保険料率等を示されるというふうに聞いておりますので、それを待っていただければなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今、一定の会議が開かれてですね、この夏ぐらいには一定の方向性が示されるのではないかというお話を伺いました。それで、もちろん保険税、いわゆる納付金というか、そういったものの額が和束町にとってどのような額になるのかということも重要といえば重要ですし、やはり早目に明らかにしていただきたいことはあるんですけども、ただ、やはりそれも含めて最も大事なのはですね、いわゆるどういうふうな納付金になったとしても、どのような納付金が京都府から示されたとしてもですね、やはり和束町の今の保険税の水準といったものを今以上に絶対に上げないというね、むしろ引き下げていくというぐらいの方向で検討いただきたいというふうに思いますし、やはり今やっている人間ドックや健診事業等の水準も落とさない、維持していくということも前提にした中で検討していくということが求められているのではないかなというふうに思うんです。

一応、最後に確認だけしておきたいんですけどね、これはまた今後議論もしたいと思いますけども、きょう確認しておきたいのは、それをする上でもですね、納付金というのはもちろん京都府から、和束町はこれぐらいですということでそのうち示されると思うんですけどね、それはイコール、それをそのまま保険税になるということじ

やなくてですね、基本的な目安だということですね。だから、それを機械的に当てはめることはしなくてもいいということは、それでよろしいかということですね。

もう1点、やはり今までずっと自治体がやってきた保険税を抑える上でもですね、一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れですね、そういったものも引き続き可能だということも、この制度のもとでも認められているというね、これをやっぱりちゃんとやっていけば保険税を、今、以上に上げることは必要もなくなってくると思いますし、そういった方向をちゃんと踏まえてやっていただきたいんですけども、そこはそれで確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

納付金につきましては、京都府全体で国保の医療費がどれぐらいかかるか、それを各市町村に配分してこれだけ負担してくださいと。その負担によって国保連合会への支払いをという形になります。ですから、保険事業等その他については、その納付金の中には入ってこないということでございます。

ということで、そういった分につきましては、保険税として集めさせていただいた中から納付金を京都府に負担すると。残りでもって、あと、保険事業につきましては、国・府の補助金もありますので、そういったものを活用して事業を行っていくという形でございます。

それから、法定外繰り入れにつきましては、和東町は現在しておりません。国全体の流れとしても法定外繰り入れは縮小していく、なくしていくという方向であるというふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

それでは、二、三、質問をさせていただきたいと思います。

一般会計、18 ページですが、マウンテンバイクのイベントにつきまして、自転車愛好家向け商品開発業務委託料 300 万円、それからストライダー購入 50 万円が計上されております。この辺を少しご説明願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

自転車愛好家向け商品開発についてでございますが、今、4 年後のワールドマスターズゲームズに向けまして、湯船地区が会場になっているものですから、人が集まってくると。そうなったときに、地元への経済波及効果ということを考えたときに、何かしらの特産品というものがあつたほうがいいんじゃないかということで、今回、地方創生のお金も使わせていただきまして、特に自転車ということにクローズアップしまして、何かできないかということで検討させていただきたいと。これで商品開発のお金を使わせてもらっています。

もう一つストライダーに関してなんですけども、マウンテンバイクというのは、非常にニッチといいますか、専門性が高いところございまして、せっかく整備したものがですね、特定の方にしか利用してもらえないということは非常にもったいないということで、子供たちでも利用できるようなストライダーというものを購入させていただいて、よりなじんでいただけるようにしたいと考えております。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

今、300 万円につきましては、住民対象というか、湯船株式会社、そこを支えて

いただく方に対象ということでよろしいんですね。

それとですが、このストライダー購入は、これは小さいお子さんから、2、3歳の子供さんから競技もありますし、大会もございます。そういった中で利用していただく、これはいい案だというふうに思います。

この活用方法ですね、それと、50万円で何台ぐらい買えるのか、その辺、答弁願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

商品開発なんですけども、これは特に湯船に限ったことではなくて、広く町内の事業者様のほうに開発していただければというふうに考えております。

ストライダーに関しては、今、20台程度を想定しております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

そういたしましたら、商品開発のほうに戻りますが、町民全体という考え方でよろしいんですね。

それから、このストライダーですが、20台ぐらい購入するということで、いろんな大会がございます。そういったことも検討されて、この4年間に若いお母さん方、お父さん方もいろいろと交えながら、関西大会とか、いろんな催しがございます。そういったものも湯船地域で、この会場でやっていく、そういう大きな目標は掲げていらっしゃるのか、この4年間でどのように使っていけるのか、その辺の構想等ございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

4年後に向けてなんですけども、まず、今回お諮りしましたワールドマスターズ準備室、こちらのほうを我々地域力推進課の課内室として立ち上げまして、まずここが中心となって企画・運営していくと。そのために専門的に進めていくために組織を立ち上げて対応していくということでございます。

やはり一般質問でもお答えさせていただいたんですけども、住民の皆様に、より身近に感じていただくということは非常に重要になっていると思ひまして、本当に住民を交えた気運醸成、この和束町で初となる国際大会が開催されるということを住民の皆さんにも共有しましてですね、本当に参加していただけるように、今、イベント等も少ない回数であるんですけども、やっているんですが、この回数をふやしていくとかですね、さらに住民の皆様、子供たちも含めた皆さんが活用してもらえるように、仕掛けのほうも準備室中心にこれから考えていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

今夏、地域力推進課が当たっていただくということで、官民一体になったその辺の体制が非常にこれから大事になってくると思ひます。官だけでも大変厳しい面もございますし、やはり民に協力していただくというこれから辺の、その辺の組織づくりですね、それが非常に大きな課題ではないかというふうに思ひんですけども、その辺ですね、どういったお考えなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

民の参加についてでございますけども、一般質問でもお答えさせていただいたんですけども、実行委員会という組織を立ち上げようと思っております。これは京都府のほうでもワールドマスターズに向けた実行委員会が立ち上がるんですが、こちらのほうは和東町としては数名程度しか参加してないんですけども、やはり単に本大会、国際大会を開催するというだけではなくてですね、やはりたくさんの方が和東に集まってくられると。そういった方の本当の経済波及効果というものを地域に広げていくために、やはり競技団体だけではなくて地元商工会であるとか事業者であったりですね、観光関連、特産品とかもありますし、そういった住民の皆さんも含めまして、本当にオール和東といいますか、そういった形の実行委員会を立ち上げていければと。そういう形で官民一体となって進めていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

本当にイメージアップにつながりますように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう1点ですが、16ページのお茶の京都、これも茶畑ハウスのことにつきまして一般質問の中にも入れたんですが、時間がありませんでして、具体的にどういったものか全く聞く時間がございましたので、ちょっとご説明を願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

茶畑ハウスについてなんですけども、ことしの11月に和東町が茶畑ビューイング

2017というイベントを開催することになっております。

その中で、当初予算でもお願いしております茶畑ハウス、これは茶畑アートという形でアート作品を茶畑の中に飾ることがまず1点、それから、その茶畑ビューイングの中身なんですけども、アート作品を飾る、それから、日本遺産になっている茶畑を見ながらお茶が飲める環境をつくると。

これは具体的には観光案内所を想定しているんですけども、観光案内所を一部、具体的に言うと、窓のところに障子をつけようと思っていまして、ちょうどお茶の京都のロゴマークというのが障子の真ん中に茶畑が写っているというものがありまして、府民だよりもそういった写真が出ておりまして、まさにメインビジュアルになっている和束ならではの皆さんがお茶の京都ということでイメージされる場所が本当に和束にあると、そういったものをつくれればいいなと。

これは京都府さんとも協議いたしまして、茶畑ビューイング、そのほかにも茶畑景観の散策であったりですね、そういうトータルで和束の美しい茶畑を楽しんでいただけるような、そういったイベントにさせていただきたいと思っていますので、この80万円でそういった整備。

それから、その上にありますPR事業推進費ということで、この50万円は、具体的には和束の茶畑をPRできるようなグッズですね、袋とかを考えているんですけども、それを作成してですね、来ていただいたお客様に持っていただいて和束を広めていただくと、そういうふうなことも考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

イメージとしてはわかりました。

茶畑の中にハウスを移動式で動かして持っていくというふうなものもあるのでしょうか。その辺。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えします。

今、考えておるのは、アート作品が2カ所、これは備えつけになっております。それから、観光案内所を装飾しました茶畑ハウス、移動式に関しては、今の段階では、当初考えていたところもあるんですけども、やはり住民の皆様のご理解とかも含めまして、現段階では厳しいのかなということも考えております。ですので、大きくはその三つで、あとはいかに散策していただけるかということのコースをうまく見せるかというところだと考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

ぜひ、成功を願っております。

もう1点ですが、10ページの午前中も質問が出ていたんですが、スマートワーク・イン・レジデンス事業ですが、これにつきましてはテレワークということで、本来に待っていたような事業を展開していただくなということでは思っております。

京都府の新規事業ということで、予算を2分の1、今回出していただけるということで、これは本当に大事な事業であるというふうに思うんですけども、方向性としてね、和東町としてどういった方向性を持っていかれるのか、その辺、若者を呼び込むということとか、それからまた、産業のお茶を生かしていくのかとか、その辺の方向性ですね。

午前中もございましたが、神山町では三つの目標を掲げていらっしゃいました。一つはアート、それから一つは若者、それから一つは定住対策、こういう3点を挙げな

がら進めてされました。その中で、今現在では、転出者よりも転入者のほうが多いという、そういう実態まで今、進めてこられたわけでございます。

そういう和東版というふうになるのかもしれませんが、和東とて方向性、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えします。

スマートワーク・イン・レジデンス、サテライトオフィスについての考え方・方向性なんですけども、まず、大きくは地方創生の考え方でもあります東京一極集中の是正、これは地方への人材還流という形なんですけども、いかに地方のほうに目を向けてもらえるための仕掛けを打っていくか。その中で働き方改革ともあわせまして、インターネット環境を整えることによって、田舎にしながら、地方にしながら東京と同じ環境で仕事ができると、そういうニーズを一つ拾えるように今回整備するものでありまして、そのほか、我々、今、人口減少、和東は特に激しくなっているんですけども、これに歯どめをかけるためには、やはりさまざまな形で人口をふやしていく。さらには、その人口をふやしていくための、人口減少をカバーするための交流人口増と、そういった定住人口をふやすことと交流人口をふやすこと、これは車の両輪として進めていかなければならないと思っております、当然、移住・空き家対策等も含めましてトータルで和東町の人口、それから交流人口、二つをふやしていくというのが、あらゆる手を使ってふやしていくと、そういうことが今、考えていることで、明確なビジョンというのはこれから練っていかなきゃいけないと思うんですけども、我々は今の人口減少歯どめをかけるべく、定住と交流の両輪で頑張っていくというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

ただいま答弁いただきまして、これから、ここもやはり官民一体で進めていくことが非常に大事であるというふうに思っております。

それで、1 週間なりの滞在の研修受け入れ、また企業の研修、それから半農半 X というふうなことも答弁としてございました。こういうことをやっていくには、やはり空き家対策が非常に大事になってきます。

午前中も出ておりましたが、平成 26 年に空き家調査をされて、ことしで 3 年目になります。なかなかそこから遅々として進んでいないのが現状であります。ですから、やはりその空き家をどう広げていくかというのが、このサテライトオフィスとともに並行して進めていかなければならない課題であるというふうに思っております。

この課題を克服するには、やはりですね、職員さんが真剣になって空き家対策に取り組んでいただかないと前へ進まない。両方とも倒れてしまう、そういった心配もあるわけです。ですから、やはりここは両方の駒を進めていかなければならないというふうに思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

26 年度に空き家調査をさせていただいたんですけども、この事情を言いますと、当時、過疎対策の国の補助金を取りにいて、それが不採択になったというのがありまして、それを活用して空き家調査をするというところで、実際のところ、その時点で次年度以降の予算がとれなかったことも実際のところあったかもしれません。それで、それ以降、進んでなかったというのが実情だと思っております。

議員おっしゃるように、職員が真剣に取り組んでいかなければいけないということ

は本当にそのとおりだと思ってまして、空き家に関しては、職員が真剣に取り組んでいくというのは、当然、課題意識というのを十分持った上でやっていかなければならないんですけども、やはり住民の皆様のご理解というのを大事に考えていってですね、住民を巻き込んだ形でと思って、なかなか進んでないのが現状なんで、確かに言いわけになるかもしれませんが、限られた人員の中なんですけども、移住対策もかなり大事な柱だということは十分認識しておりますので、真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

もうこれで最後にしますが、私たち議員として、議員で研修に毎年行かさせてもらっております。そのときに、鳥取県の江府町に一昨年行かさせていただきました。その町は人口3,000人ぐらいで、和束町と本当によく似た過疎の町でした。

そこで取り組んでいらっしゃったのは、やはり2人の職員さんが熱心に本当に空き家に1軒1軒回りながら調査をしながら、そして何とかしてこの町に来ていただきたいという、そういう思いの中で、宅建の勉強もしながら、試験を受けながら、そして進めておられるという、そういうお話を聞かせていただきました。

売買については、当然、不動産屋さんが必要になります。けれども、貸し借りについては間に入らせていただいておりますと、そういうようなお話もございまして、非常に前向きに、地道ではありますが、1軒1軒と空き家がふさがっていくのは非常にうれしいですと、そういうお話を聞かせていただきました。こういうことも参考にしながら、今度、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○ 1 番（岡田泰正君）

それでは、一、二点お伺いさせていただきたいと思います。

先ほど竹内議員のほうから質問がありましたけども、その下の 16 ページの宿泊型周遊ツアー等実施業務委託料、これについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

こちらはですね、お茶の京都事業のポストお茶の京都事業というふうに位置づけておりまして、ことし立ち上がったお茶の京都DMOをお願いしてですね、和束町を含めたお茶の京都エリアでの観光ツアーの醸成ということを委託できればというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○ 1 番（岡田泰正君）

そうすると、いまのあれですと、和束町のみならず、そこそこの広域的な感覚の中でお考えであろうと思うんですけども、その地域的なエリアですか、それについて、あるいはまた、宿泊型となっておりますので、宿泊施設そのもの、先ほど来、いろいろと質疑の的になっているんですけども、そういった整備状況等について考え方、これからの整備の方法等についてお伺いします。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えします。宿泊型についてなんですけども、今現在、ホテル・旅館としましては和束荘、それから昨年度開設も支援しました農家民宿としては4軒、今、和束町内

にございます。そのほか、今、活性化センターのほうで取り組んでいるんですけども、農家民泊という形で、教育旅行も受け入れていこうというふうな動きもございます。そういったところで活性化センターとも連携しながら、町民の皆様にもご協力いただきまして、和東町全体で宿泊客を受け入れていけるような体制をつくっていききたいと。そういうことも含めまして、DMOと協議しながら、いいツアーをつくっていければというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

そうですね、とにかく宿泊者の方で、とりわけ和東町のほうで何とか宿泊していただいて、そして、そのおもてなしによって宿泊していただいた方が F a c e b o o k なりで P R していただくというふうな形の中で、和東町の認識度を高めていっていただけるような方法として今後考えていっていただきたいと、このように考えます。

それから、もう 1 点だけ、これは住民の方からの要望なんですけれど、初日に町長のほうからテレビ局の取材、こういったものがことしになって 9 件ほど参っておると。それがテレビによって放映をされているというふうなことがございました。

それについて、ある住民の方がですね、多目的に放映されている防災無線を通じて、いついつ何分からこういった放送が何チャンネルで行われるよいうことも伝えていただいたらどうなのかというふうなこともおっしゃっておりました。

確かに、個人的に F a c e b o o k とかラインとかで個々のそういったニュースをやりとりされている方はおられるんですけども、高齢者の方とか、そういった方については認識度がなくて、ああ、そうだったのかと。それだったら私も見たかったと。和東町の発展のためにもまた今後、話しするのにもいいチャンスだったのになというふうなこともお伺いしましたので、今後そういった取り組み等々がマスメディアのほうからありましたときにはですね、防災無線等々について、7 時半からの放送ですか、

そこでPRを兼ねて町民の方々にご案内いただければと、このように思っているわけなんですけれども、その点についての考え方についてご回答いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

このテレビ放映だけじゃなしに、今、和東町のまちづくりの大きな柱は、住民と協働してまちづくりを進めていこうというのを方針に挙げております。だから、やはり住民が和東町の情報、このテレビもそうなんだろうけども、どういうまちづくりかということを十分お知らせというのは、これは私は大事だと思っております。

テレビもそうですし、それとまた日ごろからまちづくり、できたらきょうのもテレビ中継してますよと、こうしていろいろと連絡しながら、そしていろんな事業をやっている事業ですね、流していく、そのことは私は大事であろうと思っております。

私もよくよくしているときに、こんな行政でしてんねやとか、いろいろ流れるんですけども、せっかくああいう告知放送的なものを持っているわけですから、今、言われたように、お知らせするというのは私も大事だと思っておりますので、これはまちづくりの手段としても大事だと思っております。

管理職会議でも私は申し上げておるんですけども、あの放送ですね、それぞれの行政の中に住民に知っていただくことはわかっておったかて、やっぱりあれでお知らせするというのは非常にいいことかなと。

過日、私、住民の人から、建設課のお知らせだったんですが、繰り返し流すとうるさいときがあるんでしょうけども、流しておるから、よく頑張っているねとほめていただくと、あれで流してきているわけですね。

だから、それぞれの所管課は事業を抱えております。そして、住民にお世話になる事業もあります。住民の協力を得なきゃならん事業もあります。そういうのに今、質

問があったようにですね、それを使って、やっぱり自分のやっていることを私の言葉ではいつもないしょでせんとこやないけど、仕事はないしょにせんと住民に知っていただいて、そして住民の協力をいただいてやっていこうと、こういうことですので、今のご質問を十分踏まえてやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

いろいろとありがとうございます。今後前向きに応えていただきたいと、このように考えております。

今も町長のほうからご発言がありましたように、やはり認知度をね、行政側の認識、また議会の認識、そして町民の方々と同じような認識、このレベルを同じようにひとしく共有すると。そして、今後のまちづくりを考えていく、これが非常に私も大事だと思っておりますので、そういったPRを兼ねてですね、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 平成29年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号 平成２９年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、
原案のとおり可決されました。

議案第２３号 平成２９年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２３号 平成２９年度和束町国民健康保険特別会計補正予算
（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２４号 平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２４号 平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算
（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２５号 平成２９年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２５号 平成２９年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１
号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後２時５０分まで休憩します。

休憩（午後２時３８分～午後２時５０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、議案第２６号 和束町組織条例の一部を改正する条例を議題といたしま
す。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２６号の提案理由を申し上げます。

２０２１年に開催されるワールドマスタースゲームズに向けての準備を推進すべく、地域力推進課内にワールドマスタースゲームズ準備室を設置するため、和東町組織条例の一部を改正する必要性が生じたので、ここに提案をさせていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第２６号のご説明を申し上げます。

議案第２６号

和東町組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２９年６月２２日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページでございます。

和東町組織条例の一部を改正する条例

和東町組織条例の一部を次のように改正する。

別表（第２条）関係、地域力推進課の分掌事項に「ワールドマスタースゲームズに関すること。」を加える。

附 則

この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

次のページに資料ということで新旧対照表をつけさせていただいております。

現行の地域力推進課の分掌事項：広域行政に関すること、活性企画調整に関すること、地域力再生に関すること、観光に関することに加え、今回ご提案させていただきましたように、ワールドマスタースゲームズに関することを追加するというものでございます。

次のページが組織図案でございます。

提案理由にもございましたように、課内室という形で地域力推進課の中にワールドマスタースゲームズ準備室を設けるということとなっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

幾つかお聞きしたいと思います。

今回、地域力推進課の中に4年後のワールドマスタースゲームズを準備するという
ことで準備室が設けられるということになっているわけですが、まず、準備室は、
職員体制というのはどのようにお考えなのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この準備室には、当然、室内でまとめてもらう者、そして1人専任体制をとりたい
と、こういう予定で配置したいと、このように考えています。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、いわゆる室長といいますか、1人、専任として配置するということですが、これは今おられる職員の中からその専任として配置をされるのかどうかを確認の意味でお聞かせ願いたいのと、あと、お一人だけではなかなか仕事できませんので、あとの室員という形の体制というのはどの程度お考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいまご質問にもありますように、ワールドマスターズ既に動いておりまして、いわゆる先進地への視察にも出ていただいております。そういう経験も生かさせていただかなきゃなんということで、今ありましたように、室内の中で考えております。

もう一つは、この業務は単なるワールドマスターズゲームズが終わったというだけやなしに、これはやはり朝からもありましたように地域力、いわゆる地域の活性化につなげていく。持続ある今後のまちづくりに生かさせていかなければならないとすれば、大会開催そのものの準備態勢プラス地域づくり、こういう観点でありますので、こういったものを少し事業は重なるかもわかりませんが、職員の配置としては、今、プラス1名ということで考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

これ自身がどのような事業になるのかということも、どの程度の事業量になるのかということもまだよくわからない面もあるんですけども、その辺、また明らかにしていただきたいと思いますが、あと、やはりこういう準備室を設けることそのものはいわゆる兼任ではなかなか難しいと思いますので、それ自身は理解できるんですけども、

ただ、やはり今後、ワールドマスタースゲームズを誘致して、コースの関係とか、附属するいろんな整備をしなくちゃならないこととかいろいろ出てくると思うんですね。

前にもちょっと言いましたけども、やはりいわゆる無駄遣いといったら変ですけどね、また、終わった後に変な意味での遺産のようなものが、負の遺産ができてしまうんじゃないかというご指摘もこの議場でもあったと思うんです。それはあってはならないと思うんですね。そういう点でも、こういった事業がどのように進められて、どういうことを今やっているかという情報公開というのは大変大事だと思うんですね、住民に対しても。こういうふうに、今、進めていると。そういったものの情報公開のあり方ですね、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

このワールドマスタースゲームズというのは、先ほどの地域力推進課長のほうからも答弁がありましたように、住民への周知という点ではまだまだかなという感じがあります。

この辺のところで今お尋ねありますように、住民の協力をいただくということになれば、どういうものかということをもまず周知をしていくということのも非常に大事なことであります。これもこれからのこの室の大きな職務であると私は認識していただいております。

それとあわせて、今、申されましたように、非常に大事なことは、先ほどありましたように、準備や大会を開かなきゃならんということで、全て全部つくらなきゃならん、何しなきゃならん。ここで一番大事なものは、将来に持続し得るという、将来のまちづくりに残して生かせるというのは、それなりにつくってもいいですけども、そのときだけで終わるというのは、仮設とか、いろんなもので考えていかなきゃならん。こういったことをやはりマスタースゲームズの内容を周知して、そして、それをきち

っとやっていかないと、下手すると、今、岡本議員がご心配いただいていますように、あのときだけつくってこれは何も生かせることはないねと、こんなお荷物になるというのは非常に避けなければならない。こういったことは十分、私ども、この辺の大きな仕事のこれから職務に当たる中で大事な仕事になってきます。

そういう観点からも、いわゆる先進事例を見たり、先進地とか、また京都府の実行委員会がこれから開かれると思いますので、その辺の情報も得ながら、やっぱり和束町としては和束町の準備態勢を整えていく、これも大きな職務であろうというように思っておりますので、当然、今お尋ねいただいた内容については、今後も十分頭に入れながら進めていくことが大事だと、このように考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そういう意味でもですね、やっぱり住民の皆さんにいわゆるガラス張りといいますか、そういった中での事業を進めていくということが大変大事だと思いますし、また聞く耳を持っていただくというね、そういった窓口として大変大事になってくると思いますので、そこはぜひお願いしたいというように思うんです。

それと、もう1点はですね、4年後の当日の運営であるとか、また、それに向けたイベント自身のいわゆる準備ということもそうなんですけども、やはり今、現にあるマウンテンバイクのコースですね、そういったものの運営というものが4年後に向けて大いに認知が上がり、それでまた利用というものが広がっていく中で当日を迎えるということが多分必要なんだろうと思うんですけども、これでちょっと伺いたいのは、これは委員会でもお話ししたんですけどね、やはり今現在のマウンテンバイクのコースというのは、一応、森林公園内にあるということになってますけども、特別いわゆる条例上の位置づけというものがされてないと思うんですね。ですから、いろんな意

味で責任の所在といいますか、そういったものが不明確な状況の中で運営されているというのは否めないと思うんです。やはりこういった状況は早く脱するということが必要じゃないかと思うんです。

以前、委員会で、今、言われているような株式会社のほうに運営を任せていくとか、いかないとかいう話もあるんですけどもね、仮にそうだとした場合、やはり基本的に森林公園というのは、町の施設として運営されていると思うんですね。ですから、やはり基本的な内容というものの自身は町としてしっかり責任を持てないかんと思うんですね。その辺、マウンテンバイクのコース自身のそういう行政的な位置づけというものをどうはっきりさせていくおつもりなのかですね、その辺、担当課としてはどうお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えします。

マウンテンバイク場の位置づけについてなんですけども、整備しましたのは町として整備しておりまして、今、管理運営は別のNPO団体のほうにお任せしているという状況でございまして、ただ、それがなし崩し的に行われているんじゃないかということで、確かに明確に位置づけて、行政財産だったら行政財産としての管理運営を任せるだとかですね、こういったところは今後しっかり整理してやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、これら立ち上げる準備室が中心になると思うんですけども、ここで我々連携しながらしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

とりわけ4年後にそういう世界大会ですよ。しかも関西広域連合とか、一定、こ

ういう関西圏の自治体なども広く参加して、その一つの会場としてやられるというものだと思うんですね。それだけにやはり当面でも行政として一定責任を負う中で準備も進めながら、今あるマウンテンバイクコースの運営自身も行政としてしっかり責任持って軌道に乗るように進めていくということが私は大変大事だというふうに思いますし、そこはぜひ早急に位置づけのほうをはっきりさせていただきたいなというふうに思うんです。

その辺を町長にお聞きしておきたいと思いますし、それとあともう1点、これは細かいというか、その運営上の話なんですけども、これは担当課長で結構ですけども、前の担当課長にもちょっとお話ししたことがあるんですけどもね、今ちゃんとできていればそれでいいんですけども、いわゆるあそこは、マウンテンバイクで一定激しいスポーツというか、そういったものを行う場所ですから、やはりもちろん危険を伴うということがあります。いろいろけがをしたりとか、不測の事態が起こったりする可能性は十分想定されると。もちろんそれをわかった上で利用されている面もあるんですけども、ただ、やはり受け入れ側として最低限の救急体制であるとか、AEDの配置であるとかですね、救護部分の整備であるとかいうものがやはり責任ある施設運営として必要じゃないかというように思うんですね。その辺が実際のほうはどういうふうにされているのか、現時点での状況がわかりましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

救急体制についてなんですけども、即答できるだけの知識は今、持ち合わせませんので、後日、調べてご説明差し上げます。

ただ、保険に関しては入っているということで認識しておりますので、あと、救急体制については、例えば、どこの病院が指定になっているとかですね、救護用品を取

りそろえているとかですね、そういったことは後で調べて説明させていただきます。
済みません。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

私にいただきました施設の1番目。ちょっともう一回。ちょっとど忘れしたんで、
もう一回、最初に私にもらったんは、済みません。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先ほどお話しした続きなんですけども、4年後のそういった取り組みは、一定、行政的なかわりというのは大変深いと思うんですよね。そういう点で、一定の間、とりわけ4年後の本番に向けては、行政としては一定責任を負う体制で取り組まれることが必要じゃないかということ。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

済みませんでした。えらい申しわけございません。

今、その前にお尋ねいただいておりますように、施設の管理の実態であるわけなんです、ご質問いただきましたように、和東町の森林公園内、いわゆる財産区財産をそのまま丸ごと使っている。これを使っているというのは、本当に林内道路みたいなものを自転車が走るみたいになってきましたので、これは運用でやってきたと、こういう状況であるわけであります。だから、財産区というのは、全て今、そういう運動公園とかやっけていただいておりますが、区を中心とした実行組合でつく

っていただいたんですが、これをもう少し責任のある体制とか、もう少しこの効果を町全体に、湯船区全体に広げていこうということで、この機会にまちづくり会社というのは先ほども検討しております。

そういうふうに考えますと、今のところについてはそういうことでやってきましたし、マウンテンバイクそのものの種目って誰も専門はおりませんので、NPO法人湯船マウンテンバイクというところへ委託してやっているというのが現状です。

しかし、これから先このままでいいんだろうかというときには、私は今、実行委員会やっているところがありますので、それを独立して設置条例が必要なのか、また、将来、この辺のところをよく利用されているのがマウンテンバイクという会場やなしにトレールというんですか、歩いてやっている種目があるんですね。そういったものもありますので、ここは少し研究してですね、やっぱり今、言われたように、どれが一番実態に合っているのか、そして今後にどういうふうにまちづくりに影響さすかということになれば、何をすればいいのかというところをきちっとしていかなければならないと、このように思っております。

だから、今この機会にやはりうちだけじゃなしに、今までこれも先進事例がたくさん、よその外国も含めてあるわけですから、ある方向でこの機会に整備できたらと、このように思っております。

以上で、私に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号 和束町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 和束町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６、同意第２号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第２号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数に満たないため、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、同意第２号につきましてご説明申し上げます。

同意第２号

和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

和束町農業委員会委員の任命につき、農業委員の過半数を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号の規定により議会の

同意を求める。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

裏面のほうでございます。よろしくお願いいたします。

資料で同意の概要ということでつけさせていただいております。

1 番の理由でございます。

農業委員の任命に当たっては、原則として、認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないと農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 号に規定されています。しかし、農業委員会によっては、区域内の認定農業者等の数が少ないなど、原則どおりの委員構成することが困難な場合もあることから、ただし書の例外が設けられております。

和束町農業委員会委員の任命同意において、認定農業者等の数が過半数を占めることができませんでしたので、ただし書の例外を適用するため、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定によって議会の同意を得るものでございます。

また、2 番以降につきましては、該当の法律等ということで、この第 1 号を補足する条項が書かれておりますが、参考として載せさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

今の課長の同意の説明をされたんですけども、この資料を見ていると、認定農業者等の区分ありの方が 9 名いらっしゃるんで、これが過半数を有しているんじゃないかなと思うんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これ以降、この次からの同意の内容の部分だと思うんですが、今回その一覧表の中にありと書いていただかさせていたideているのは、今の準ずる者を加えてのものでございます。ですので、正式に言いますと、認定農業者は2名、今現在おられます。

14名ですので、本来なら7名以上という形になるんですが、その数を過半数を超えることができませんので、認定農業者等に準ずる者を7名加えまして9名という形で、ありという形でさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

今、説明がありましたけど、この認定農業者が過半数を有したらよろしいんですか。そういうことですね。認定農業者が9人のうち過半数があったらええということですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

14名の農業委員のうち過半数が認定農業者というのは基本で、国が定めるところでございます。

ただ、全国的にいうても90%以上、こういった形での認定は不可能かと思うんですが、とりあえず過半数を超えなければならないと規定されているんですが、それが超えられないということでございまして、今回、施行規則の適用をいたしまして、こ

ういった形で準ずる者、認定農業者等とそれから準ずる者を加えた形で9名で過半数を超えたということでご同意をいただくものでございますので、よろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

認定農業者に準ずるという言葉がわからない。なかってもこれは準ずるというふうにとるんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

済みません、説明不足になるんですが、No.2の資料の2の下側の丸ですね。農業委員会等に関する法律施行規則、この中で第2条の1号でイからヌまでのもの該当するものを準ずる者という形で規定しておりまして、この中に該当するということで準ずる者を見ておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、済みません。今そういうことだったというふうに思うんですけども、つけていただいている経歴ですね、後で話になると思うんですけども、一応、資料としてNo.3のNo.16ということで経歴の一覧表があるんですけども、そこにはいわゆる今、言われたように、準ずる方も含めてありになっているということなんですね。それはそれでそういうものかもしれないんですけども、ただ、やはりこの準ずるということが適用したということはね、実際に認定農家では2人しかおられないと言われ

ましたよね。だから、そういう点では、その辺の仮に準じたとしてもですね、その準じた方が誰なのか、認定農家の方は誰なのかという、その辺がわかるようにしていただきたいというように思うんです。

それともう一つはですね、準じるということで、先ほど言われましたイからヌに当てはまる人ということで準じてますということだと思っんですけども、じゃあ、このイからヌの中でどこに当てはめられたのか、その辺はわかりますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

申しわけございません。説明不足といいますか、資料不足ということでございます。申しわけございませんでした。

認定農業者、別表の話、次の同意のほうの話が出ましたけども、認定農業者につきましては、3番目の渡邊様、それから岡田 勝さん、この方が認定農業者、現に今、認定農業者でございます。

あと、準ずる者ということにつきましては、上から順番でいきますと、松本様、それから飯田様、それから森川様、それから竹谷様、それから但馬様、それから藤井様、それから久保様が準ずる者ということでしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それぞれの方のことはわかりましたけど、先ほどの区分けの問題ですね、イからヌに当てはまるということですけども、どれに当たられたのかということですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

そしたら、お答えさせていただきます。

飯田さんが口です。そのほかの方につきましてはチでということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

同意第２号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第２号 和束町農業委員会委員に占める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意されました。

日程第７、同意第３号から同意第１６号 和束町農業委員会委員の任命について、１４件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第３号から同意第１６号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるため提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、同意第3号から16号につきましてご説明させていただきます。

同意第3号

和束町農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 和束町大字湯船小字岩倉162番地

氏 名 前田芳孝

生年月日 昭和24年8月19日

平成29年6月22日提出

和束町長 堀 忠雄

あと、同意第4号から第16号につきましては、内容につきましては、記以降の住所、氏名、生年月日のみ違いますので、その部分だけを説明するということで議長のお許しを得ておりますので、よろしくお願いいたします。

同意第4号

記

住 所 和束町大字柚田小字口柚田77番地

氏 名 池田秋義

生年月日 昭和24年10月29日

同意第5号

記

住 所 和東町大字白栖小字西谷 5 4 番地

氏 名 渡邊光章

生年月日 昭和 3 9 年 1 2 月 2 5 日

めくっていただきまして、

同意第 6 号

記

住 所 和東町大字石寺小字初尾平 1 9 番地

氏 名 松本喜代司

生年月日 昭和 2 4 年 5 月 2 8 日

同意第 7 号

記

住 所 和東町大字園小字下出 3 2 番地

氏 名 飯田政隆

生年月日 昭和 2 6 年 3 月 2 0 日

同意第 8 号

記

住 所 和東町大字別所小字納豆 3 番地

氏 名 岡田 勝

生年月日 昭和 3 2 年 6 月 2 1 日

めくっていただきまして、

同意第 9 号

記

住 所 和東町大字別所小字納豆 5 8 番地

氏 名 森脇由次

生年月日 昭和 2 7 年 5 月 2 3 日

同意第 1 0 号

記

住 所 和東町大字白栖小字水谷 3 8 番地

氏 名 森川久子

生年月日 昭和 2 5 年 1 月 2 2 日

同意第 1 1 号

記

住 所 和東町大字石寺小字中黒 5 0 番地

氏 名 竹谷史子

生年月日 昭和 2 5 年 9 月 8 日

同意第 1 2 号

記

住 所 和東町大字南小字小林 2 0 番地

氏 名 但馬正一

生年月日 昭和 8 年 6 月 1 8 日

同意第 1 3 号

記

住 所 和東町大字撰原小字湯谷ノ原 4 1 番地の 3

氏 名 藤井清隆

生年月日 昭和 2 8 年 1 0 月 5 日

同意第 1 4 号

記

住 所 和東町大字原山小字東手 2 5 番地

氏 名 久保雅昭

生年月日 昭和 2 5 年 3 月 2 2 日

同意第 15 号

記

住 所 和東町大字門前小字宮野 103 番地

氏 名 岡田一男

生年月日 昭和 22 年 4 月 3 日

同意第 16 号

記

住 所 和東町大字下島小字古橋 29 番地

氏 名 谷本昌隆

生年月日 昭和 34 年 7 月 26 日

以上でございます。あと、No. 3 から No. 16 の参考資料をつけさせていただいたんですが、4 番目でございます松本喜代司さんの経歴部分の高校卒業後、就農 30 年となっておりますが、47 年でございます。訂正させていただきます。差しかえをよろしくお願いいたします。

また、本件につきましては、6 月 6 日に和東町農業委員会選定委員会が開催されて、和東町長から諮問させていただきました。その答申書がまた本日配付させていただきますので、朗読させていただきます。

平成 29 年 6 月 7 日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町農業委員会選定委員会
委員長 但馬正一

答申書

平成 29 年 5 月 29 日付け 9 農村第 237 号で貴職から諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

答申内容 諮問のあった14名を選定することとする。

でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

同意第3号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第4号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第4号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第5号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第5号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 6 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 6 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 7 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 7 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 8 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 8 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 9 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第 10 号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 10 号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第１１号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第１１号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第１２号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第１２号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第１３号 和束町農業委員会委員の任命については、地方自治法第１１７条の規定により、藤井清隆議員の退場を求めます。

（藤井議員退場）

○議長（岡田 勇君）

同意第１３号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、同意第１３号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

（藤井議員入場）

○議長（岡田 勇君）

同意第１４号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第１４号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり

り同意されました。

同意第15号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第15号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

同意第16号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第16号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

会議の途中ですが、ただいまから3時45分まで休憩いたします。

休憩（午後3時34分～午後3時45分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

先ほど同意第13号 和束町農業委員会委員の任命について可決をされましたので、藤井議員のその旨、告知いたします。

岡本議員の質問で地域力推進課長が後から説明と申されましたので、その旨、申し出ていますので、させます。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

岡本議員の質問でですね、湯船MTBランドのけが人等への対応策について調べましたので、お答えいたします。

今、救急体制としましては、けがが起こった場合は、山城総合医療センター及び信楽中央病院のほうに搬送されることになっております。管理人室のほうに地図と電話番号を置いておるとのことです。

なお、救護用品についても備えつけてあると。ただ、A E Dについては導入を考えているが、まだ検討中ということで、導入はされてないとのことでした。

また、保険については、利用料の中に含まれているということで、利用された時点で保険も加入されているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

日程第8、発議第3号 介護保険制度に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第3号 介護保険制度に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

介護の問題は、誰もが迎える老いや心身の衰えの中でも、住みなれた地域で、または本人が望む環境の中で人間らしく生き、生活を送る上で大変重要な問題であり、意見書でも述べているように、安心できる介護制度の整備・確立は国民共通の切実な願いです。しかしながら現実には厳しく、幾度となく改定されてきた制度は、そのたびに保険料などの負担をふやし、サービスを後退させるなど、安心からますます遠ざかっております。そして、さきの通常国会でもさらにひどい制度への改悪が決められ、来年度の制度見直しに反映されようとしております。

高齢化が急速に進む本町にとっても、これ以上の介護保険制度の改悪・後退は到底許されませんし、見過ごせない問題であり、改定法が成立したからといって、このまま黙って受け入れられません。来年度の制度見直しに向けて必要な改善・見直しを求めることが極めて重要と考え、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案をさせていただきます。

発議第3号

介護保険制度に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成29年6月22日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

介護保険制度に関する意見書

安心できる公的介護制度の確立は、人間らしい豊かな老後を願う国民共通の切実な願いです。介護保険制度は、その願いに応え、社会全体で介護を支えることを目的に2000年にスタートし、現在に至っていますが、残念ながら、その目的は達成されておらず、3年ごとの見直しのたびに安心からほど遠い制度になっているのが実態です。

さきの通常国会で成立した介護保険法等の一部改正法は、「保険あって介護なし、安心なし」の状態をますます深刻にする内容となっており、到底容認できないものです。

今回の改正は、四つの重大な問題があります。

第1は、一定の所得がある高齢者の利用料を2割負担から3割負担に引き上げることです。

これはわずか3年間で3倍の負担増を押しつけるものであり、しかも前回改正で導入したばかりの2割負担の影響も国は把握していません。負担増ありきの姿勢で要介護者や家族の生活を圧迫するものであり、サービスの利用抑制を生む危険性があります。

第2は、急務となっている介護職員の人材不足の解消策が不十分であることです。

処遇改善には職員の配置基準の見直しや前回大幅に引き下げた介護報酬の抜本的な引き上げが必須ですが、今回の改正に反映されていません。

第3は、財政的インセンティブの導入です。

これは自治体の給付適正化の取り組みを国が評価し、調整交付金に反映させる仕組

みで、自治体を無理な給付削減や認定外し等に走らせる危険があります。

第４は、「我が事・丸ごと地域共生社会」の名のもとに、福祉に対する公的責任が大幅に後退しかねないことです。

国は「改革の一環」と称し、障害児者と高齢者への支援を同一事業所で行う「共生型サービス」を創設するなどし、介護保険と障害福祉の統合の突破口となる危険性も指摘されています。

以上のような問題は、いずれも安心介護と逆行するものであり、このまま市町村の次期計画に反映されれば、高齢者やその家族の介護や生活がますます後退し、脅かされることは必至です。国におかれては、社会保障費の自然増削減をやめ、公的介護制度を抜本的に拡充し、介護負担の軽減、自治体財政への支援強化等に取り組まれるよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、本意見書を提出します。

平成２９年６月２２日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

６番、岡本議員、賛成か反対か。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 3 号 介護保険制度に関する意見書に賛成の立場から討論を行います。

意見書にもありますように、介護保険制度は主に家族等の負担と責任によって支えられてきた介護を社会全体の負担と責任で支える制度に変えていくために始まりました。しかし、残念ながらその当初の理念、理想は制度スタートから 10 数年でぼろぼろとなり、事実上、放棄されております。さきの国会で成立した介護保険改定法は、その矛盾をますます深めるひどい内容になっております。

介護保険制度をここまでひどい制度にしてきた最大の問題は、財政的にも介護サービスの維持・充実という点でも、特に国の公的な責任が果たされず、放棄されていることです。それは今回の改定で、前回改定で導入されたばかりの利用料の 2 割負担をまともな検証もなく 3 割に引き上げた「負担増ありき」のやり方にあらわれております。

また、給付適正化の名のもとに、介護認定率や給付の削減状況により自治体への財政支出に差をつける「財政的インセンティブ」を導入したのも、「給付削減ありき」で必要なサービスをもカットする姿勢からです。負担増と給付削減ありきの背景には、安心できる介護制度を整備するための財源確保に責任を持たない国の姿勢がございます。

また、介護サービスを支え担っている介護職員の配置基準や賃金などの処遇条件の改善が一向に進まず、介護現場での人材不足を放置している一方、この 4 月からスタートしている「新総合事業」や、今回の改定で打ち出された「我が事、丸ごと地域共生」の名のもとでのほかの福祉制度との安易な統合や、地域の支え合いと称したボランティア等への丸投げや、それによる専門性の後退などが進められております。ここにも、国の公的責任の後退と放棄が色濃く反映しております。

以上のような公的責任後退が続く中で、介護保険制度はべらぼうに高い保険料を年

金天引など事実上、強制的に負担させながら、特養ホームへの入所要件を制限したり、要支援者の訪問介護や通所介護の利用を保険給付から除外するなどのサービス利用に制限をかけるなど、高い金を巻き上げて必要なサービスは受けさせない、まさに国家的詐欺とも言えるような状態にあります。

これ以上の介護保険制度の改悪は、高齢化が進む本町の今後のまちづくりにも暗い影を落とすものであり、到底認められません。意見書にもあるように、社会保障費の自然増分の削減を中止し、負担の軽減、自治体への支援強化等にこそ力を傾けるべきであることを申し上げ、本意見書の賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 介護保険制度に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第3号 介護保険制度に関する意見書は否決されました。

日程第9、発議第4号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第4号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

第1に、今、圧倒的多数の国民が、二つの学園に関連した疑惑の徹底した真相解明を望んでいることであります。

第２に、安倍総理と親交の深い個人や団体が、それゆえに特別な優遇を受けているとすれば、それはまさに政治、行政の私物化であり、絶対に許されないことであるからです。

第３に、ここまで疑惑が深まり、真相解明を求める声が広がっているにもかかわらず、総理も政府・与党も真相解明にまともに取り組まないばかりか、疑惑を隠蔽し、幕引きを図ろうとしているからであります。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第４号

森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定に基づき提出します。

平成２９年６月２２日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書

さきの国会で発覚、大問題となっている「森友学園」と「加計学園」に係る疑惑はますます深まっており、各種世論調査でも圧倒的多数の国民が「政府や総理の説明に納得できない」「真相を明らかにしてほしい」と回答し、真相解明を強く求めています。

「森友学園問題」は、森友学園が小学校の開設を進める過程で、近畿財務局から「特例」で土地を借り入れた上、過大に計算されたごみ処理費用を根拠や口実にして通常よりも８億円も値引きした破格の価格で国有地を取得していた問題で、そこに学園の籠池元理事長と深い関係があった安倍首相や首相の妻である安倍昭恵氏の関与があったかどうかに関心があります。

また、「加計学園問題」は、安倍首相がトップダウンでつくった国家戦略特区制度

を利用した加計学園の獣医学部新設をめぐり、事実上、他大学の申請を不可能にする「最初に加計学園ありき」の優遇措置が、安倍首相の意向が働く中で行われたのではないかに問題の本質があります。

この二つの問題で共通して問われているのは、首相やその周辺の意向や働きかけによってかかわりの深い個人や団体を不当に優遇し、行政のあり方や税金の使い方が大きくゆがめられたのではないかにあります。仮にこれらの疑惑が本当だとすれば、まさに「国政の私物化」であり、極めて重大な問題ですが、安倍首相も関係する政府機関も納得のいく説明をしておらず、情報公開にも真相解明にも消極的であることは、甚だ遺憾です。

首相並びに政府におかれては、国民への説明責任を果たすとともに、安倍昭恵氏や内閣府、文部科学省関係者等の国会喚問に応じるなど真相解明に取り組むことを強く求めます。また、国会においても、行政の監視、チェック機能の役割を果たし、疑惑解明に徹底して取り組まれることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出します。

平成29年6月22日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

文部科学大臣 松野 博一 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、岡本議員、賛成か反対か。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 4 号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書について、賛成する立場で討論を行います。

先日行われた共同通信の世論調査では、加計学園問題に対する政府の説明に「納得できる」が 18.1% 「納得できない」が 73.8%、真相が明らかになったかどうかについて、「思う」が 9.3%、「思わない」が 84.9%でした。

また、森友学園問題について安倍政権に問題があるかについて、「ある」が 57.1%、「あると思わない」が 33.2%という結果でした。

この二つの学園の問題について圧倒的多数の国民が納得せず、真相解明を求めていることは明らかであり、政府や国会には国民の声に応える責任がございます。

意見書にもあるように、森友学園問題では、本来ならあり得ない特例が相次ぐ中で、国民の財産である国有地が本来の価格より 8 億円も値引きされ、加計学園問題では、「国家戦略特区」という制度を隠れみのにして、加計学園の事業採択ありきで事が進められ、そこに多額の税金が流され、公的な土地が無償で提供されるなど、どう考えても不可解な動きが起こっております。

安倍総理は加計学園問題について、岩盤のようにかたい規制にドリルで穴をあけた改革だと問題をすりかえる発言を繰り返していますが、問題はそれが自分と親しい友人を優遇し、便宜を図るためだったのではないか、そのために行政のあり方がゆがめられたのではないかという点であります。今それを裏づける資料などが次々と明るみ

になる中で、安倍総理やその周辺による政治、行政の私物化の実態が明らかになってきており、徹底した真相解明がどうしても必要であります。

安倍総理は先日の会見で、「丁寧に説明し、説明責任を果たす」と言明されましたが、野党の閉会中の審査要求、また臨時国会の開催などについて自民党など与党が拒否をするなど、まさに口だけの無責任な態度を続けております。

先日閉会した通常国会では、共謀罪法案を委員会審議と採決をすっ飛ばし、禁じ手と言われる「中間報告」という異例のやり方で強行し、延長せずに早々に閉会しましたが、それは加計問題の追及から逃れるためと多くのマスコミが指摘するほど、見え見えの疑惑隠し以外の何物でもありません。

安倍総理や自民党・公明党などの与党の皆さんは、国民をバカにするにもほどがあるのではないかと思います。いわゆる総理の「お友達」のために政治が、また行政が、そして政策がゆがめられ、その結果として、国民が苦勞して負担している税金が無駄に使われ、財産が不当に扱われたのではないか。安倍総理や政府・与党にはこの疑問に逃げずに答え、真相解明のために必要な調査や情報公開、関係者の証人喚問の実施などあらゆる手段を持って、丁寧に誠実に取り組むことを強く要求し、賛成討論いたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第４号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 森友学園並びに加計学園に係る問題の真相解明を求める意見書は否決されました。

日程第１０、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第１１、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成２９年第２回和東町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、今回の定例議会におきまして提案させていただいた全議案につきましてご承認をいただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。

特に、今回の定例議会は、私も町長に５期目の当選をさせていただいて初めての定例議会でもありました。そういうこともありまして、非常に一般質問、そして補正等の予算等におきましても、これからの和東町のまちづくりに大きな影響を与える内容についていろいろとご審議をいただいたところであります。

特に、ことは京都府でも多くの地方創生でもいろいろと出されておりますが、お茶の京都のターゲットイヤーとしての年でもあります。また、特に未来づくりセンターということで、東部３町村では本当に新しい取り組みを進めているところであります。そして、ワールドマスターズゲーム、１つ１つをとらえても大きな内容でありました。特に、住民からの本当の願いでもあります有害鳥獣の問題も計上させていただいて、今回の議会でもご審議をいただきました。本当に活発な議論をいただき、本当に感謝いたしております。

これからは、こうした事業を着実に進めていくことが私たちの務めだというように思っておりますので、一層精進をしてまいりたいと思います。

どうか議員各位におかれましても、それぞれいろいろと大きなたくさんの問題を抱えている和東町のまちづくりに一層ご協力、ご支援賜りますことをお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これをもちまして、平成２９年和東町議会第２回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 4 時 1 4 分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 7 月 31 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 村 山 一 彦

〃 和束町議会議員 吉 田 哲 也